

目 次

第 1 号 12月15日(月曜日)

令和7年度下郷町議会12月会議会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	3
令和7年度所管事務調査報告	8
散会	10

第 2 号 12月16日(火曜日)

令和7年度下郷町議会12月会議会議録(第2号)	11
議事日程第2号	12
開議	13
一般質問	13
星 邦一君	13
星 昌彦君	22
渡部 哲君	27
山名田久美子君	33
星 和志君	43
休会の件	53
散会	53

第 3 号 12月19日(金曜日)

令和7年度下郷町議会12月会議会議録(第3号)	55
議事日程第3号	56
開議	57
議案第23号 教育委員会委員の任命について	57
議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設 定について	59
議案第25号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第3号)	61
議案第26号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)	61
議案第27号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)	61
日程の追加	75
町長提案理由の説明	76

議案第28号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	77
議案第29号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の設定について……………	79
議案第30号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定 について……………	80
議案第31号	令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）……………	81
議案第32号	令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）……………	81
議案第33号	令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	81
議案第34号	令和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）……………	81
議案第35号	令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）……………	81
散会……………		85

令和7年度下郷町議会12月会議会議録第1号

招集年月日	令和7年12月15日			
本会議の日程	令和7年12月15日から12月19日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和7年12月15日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和7年12月15日	午前10時39分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐藤 勤	5番 猪股 謙喜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長 大竹 浩二	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 玉川 清美	農林課長併任 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	農林課長併任 農業委員会事務局長	会計管理者 室井 俊之	
	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 玉川 和哉	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会12月会議議事日程（第1号）

期日：令和7年12月15日（月）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
3番 佐藤 勤
5番 猪股 謙喜
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び町長提案理由の説明
- 日程第 5 令和7年度所管事務調査報告
(1) 総務文教常任委員会
(2) 産業厚生常任委員会

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。

本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年度下郷町議会12月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の会議日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、佐藤勤君及び5番、猪股謙喜君を指名いたします。なお、両君には今会議の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から12月19日までの5日間にする事で決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に本年度9月会議から今12月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年度下郷町議会12月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、議案5件をご提出いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、秋の叙勲について、元町議会議員の佐藤盛雄氏が旭日双光章を、元下郷町消防団副団長の木村政弘氏が瑞宝単光章を、元全国郵便局長会副会長の佐藤賢之介氏が瑞宝双光章を受章されました。

佐藤盛雄氏は、昭和61年11月から令和6年3月までの10期37年間にわたり町議会議員を務め、その間議長、副議長、議会運営委員長などを歴任され、議会の円滑な運営と発展にご尽力をされました。また、下郷町と西郷村を結ぶ国道289号甲子道路の早期開通を目指し、国へ陳情を重ねるなど、地域振興にも大きく寄与されました。

木村政弘氏は、昭和58年4月に町消防団に入団し、平成12年以降は消防団幹部として、部下団員の指導、育成、消火技術の向上に努めるなど、献身的に地域防災の要を担ってきました。平成27年からは消防団副団長として予防消防活動にも注力し、35年間にわたる消防活動で地域の安全、安心のためにご尽力をされました。

佐藤賢之介氏は、旭田郵便局長を歴任され、36年にわたり地域に寄り添った郵便業務にご尽力をし、その間、東北郵便局長会会長や全国郵便局長会副会長などの重責を担い、郵政民営化への対応や全国総会の運営など、郵政事業の発展に貢献されました。

いずれの方も今までの多大な功績が評価され、受章されましたことは、本町にとりましても大変名誉なことであり、ご同慶の至りであります。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈りいたします。

次に、町教育委員の白石光史氏が地方教育行政功労者表彰を受章されました。この表彰は、地方教育行政において、その功労が特に顕著な教育長、教育委員を文部科学大臣が表彰するもので、委員は平成19年から現在までの約19年間、町教育委員会、教育委員長、教育長職務代理などを歴任し、町教育施策の推進に貢献されており、今後もその豊かな経験を基に、なお一層の力添えをお願いいたします。

さて、このたび任期満了に伴う町長選挙におきまして、町民の多くの皆様からご支持をいただき、引き続き4期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。寄せられたご期待の大きさ、そして町政を預かる責任の重さを改めて実感し、これまで以上に身の引き締まる思いであります。決意を新たに、さらなる町勢発展に向け、全身全霊で取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私は、町内の隅々まで足を運び、町民の皆様の声を直接伺ってまいりました。その中では、少子高齢化や後継者不足、有害鳥獣による農作物被害、物価高騰への不安など様々な声が多く寄せられました。また、子育て世帯への支援や老朽化したインフラの整備など、暮らしへ密接に関わるご要望も多くいただいております。これら一つ一つの声に真摯に耳を傾け、「よりそう行政 挑戦する下郷」という基本姿勢の下、町民の皆様と

共に課題を乗り越え、持続可能なまちづくりを着実に進めていくと考えております。

加えて、令和7年度から第7次総合計画が策定されております。認め合い、支え合う、つながり、創造する、未来への責任を持つを基本とし、町が目指す将来像、魅力あふれる未来へつなぐまち下郷に向け、歩み続けてまいります。これらを基に、4期目も私たちの地域社会が直面している人口減少と少子高齢化という課題を中心に、真正面から取り組んでいく所存であります。少子高齢化が進む中で、地域の担い手をどう育て、定着させ、誇りを持ってこの町に暮らし続けていただける環境をどう築くかなど、様々な課題に対して創意と工夫、そして地域の皆様の知恵と力を結集し、町の未来を築いていかなければなりません。町民の皆様と共に歩み、共に支え合いながら、次の世代へとつなぐ地域づくりに挑戦してまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、最近の主な出来事についてご報告をさせていただきます。9月9日には第66回福島県農業賞表彰式が開催され、農業経営改善部門において、音金区の星由夫さん、カツ子さんご夫婦が農業賞を受賞されました。農業賞は、創意工夫を重ねた経営改善や販路開拓など地域農業の振興に大きく貢献した個人や団体を顕彰するものであります。今回の受賞は、お二人が長年にわたり地域に根差した農業経営に取り組み、着実に成果を積み重ねてこられた点が高く評価されたものであります。また、ご夫婦に関しましても、今までのご尽力に敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念いたします。また、去る11月12日には内堀知事がご夫婦の経営するリンゴ農園を視察されました。内堀知事は、県内を回りながら、お二人の農業に対する思いに耳を傾け、地域の努力が福島県全体の農業を支えていると、県としても地域農業への支援を継続していきたいと述べておられました。

10月14日から19日にかけて、市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬市で開催され、県内54市町村の代表チームが地域の誇りを胸に激闘を繰り広げました。下郷町チームは初戦で玉川村に勝利し、会津若松市、国見町を破ってベスト4に進出しました。準決勝では、前回大会優勝の郡山市と対戦し、惜しくも決勝進出とはなりませんでしたが、多くの強豪を倒し、2大会連続になる3位という結果は大変誇りに思います。来年度以降のさらなる活躍をご期待申し上げます。

10月19日、商工会イベント実行委員会主催の第2回下郷ヒカリとふるさとマルシェ軽トラ市が大川ふるさと公園で開かれました。軽トラックの荷台を活用した店舗やキッチンカーが並び、荷台には新鮮な野菜や果物、町内の特産品が並びました。ステージ演奏では、大川溪流太鼓保存会が迫力ある太鼓の音色を披露し、秋空の下、音と笑顔が響き合う1日となりました。

11月16日、第37回ふくしま駅伝がしらかわカタールスポーツパーク陸上競技場をスタートし、福島県庁前までの16区間、96.3キロメートルで繰り広げられました。県内市町村から51チームが出場し、下郷町チームは中学生を中心に構成されながらも、総合49位でゴールし、選手は沿道の声援を背にたすきをつなぎました。

12月7日には、下郷ふれあいセンターにおいて下郷町町制施行70周年記念式典が議長

さんをはじめ、議員の皆様にもご臨席をいただき、挙行することができました。当日は、町内外から約130名の来賓、関係者をお招きして、本町が迎えた大きな節目の年を祝いました。式典では、始まりを高らかに告げるとともに、会場を厳粛な空気で包み込んだ大川溪流太鼓保存会、歌声を参列者一人一人の心に響かせたしらかばコーラス、12月の下郷に南国の風を届けたモアニ下郷の皆様のアトラクションが行われ、式典を盛大に盛り上げていただきました。式典の後半では、下郷町観光PRキャラクターとして親しまれているしもごろーに妹のごろみが誕生し、星明町観光協会長から、その愛らしい姿がお披露目されると、会場は温かい空気に包まれました。今後新キャラクターが町観光PRのための一助となることを願っております。町制施行70周年を迎え、町勢発展の礎を築いてこられた先人の方々に敬意を表するとともに、さらなる歩みに向け、議員の皆様や町民と共に魅力あふれる未来へつなぐまち下郷の実現に、より一層邁進してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、福島県内の令和7年度における主食用米の予想収量は10アール当たり554キロで、昨年を8キロ上回る見通しであります。東北農政局の分析でも、田植期以降は天候に恵まれとして、平年の収量を100とした作況反収指数も102でやや良となっております。米の価格高騰や米不足が騒がれる中、明るい話題となりました。

それでは、本会議にご提案いたします議案5件についてご説明を申し上げます。

議案第23号 教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の佐藤正文氏におかれましては、平成28年3月から現在まで3期11年10か月の長きにわたり豊富な経験と知識をもって学習環境の整備や基礎学力の向上など町教育行政の進展にご尽力をいただきましたが、ご本人の辞職の意思により、新たに下郷町大字中妻字西暮591番地、高橋弘之氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案を申し上げます。ご提案を申し上げます高橋氏は、長年にわたり小学校教諭として奉職され、その間南会津町立荒海小学校教頭、南会津町立桧沢小学校教頭、須賀川市立西袋第二小学校校長、南会津町立田島小学校校長、そして南会津町立南郷小学校校長を歴任されるなど、教育行政に関して豊富な知識と経験をお持ちの方であります。これらのことから、本町教育委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、仕事と介護、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ857万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億7,681万円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきまして、各事業の精査による見込額及びその財源の計上など所要の補正を行い、また令和8年度

予算計上を予定している事業の円滑な執行等を目的とした債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。議会費でございますが、議会人件費の精査により、議員報酬及び議員期末手当等の合計で168万4,000円を減額するものであります。

総務費でございますが、合計で1,018万4,000円を増額するものであります。一般管理費では、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度対応に伴う職員給与システム改修委託料66万円を計上しております。財産管理費では、今後の見込額の精査により、役場庁舎の冷暖房用等の燃料費83万3,000円を増額計上しております。

企画費では、見込額の精査により、ふるさと納税返礼品に要する経費を報償費、役務費及び委託料の合計で66万6,000円を増額し、ふるさと応援基金積立金において、利子相当分との合計で235万7,000円増額計上しております。また、歳入におきましては、ふるさと応援寄附金300万円を増額計上しております。

交通対策費では、事業費の確定により、地方路線バス運行委託料を213万1,000円増額計上し、歳入におきましては、県支出金、市町村バス運行費県補助金84万9,000円を減額し、繰入金、過疎対策基金繰入金を300万円増額しております。

下郷ふれあいセンター費では、空調機更新に係る施設修繕費を346万5,000円計上しております。

民生費でございますが、合計で241万円を増額するものでございます。老人福祉費では、介護保険特別会計における見込額の精査により、介護給付費等に係る繰出金を192万円増額計上しております。

農林水産事業費でございますが、合計で106万円を増額するものでございます。農業委員会費では、農業委員行政視察の実施計画を翌年度に変更したことにより、研修旅費を69万6,000円減額しております。

農業振興費では、本年度、報償費対象鳥獣の捕獲見込み頭数の増加に伴い、下郷町鳥獣被害対策協議会補助金を69万1,000円増額計上しております。また、補助要件の変更により、当初予定されていた全地区が補助対象外となったことから、農地集積・集約化対策事業補助金を372万2,000円減額し、歳入におきましても、県支出金を同額の372万2,000円減額しております。

市民農園費では、ニホンザルによる農作物被害が拡大しているクラインガルテンにおいて、次年度に向けた対策として、ワイヤーメッシュ柵設置に係る備品購入費185万3,000円を計上しております。

治山林道費では、見込額の精査により、林道等維持補修工事請負費を222万4,000円減額し、歳入におきましても、町債、緊急自然災害防止対策事業債を240万円減額しております。また、県営事業の林業専用道路整備事業における事業実施内容の変更により町負担金を450万円増額し、歳入におきましては、地方債、過疎対策事業債を300万円増額しております。

商工費でございますが、観光費におきまして、公用車購入に係る入札請け差の63万

7,000円を減額するものでございます。

土木費でございますが、河川維持費において、現在契約中の準用河川大沢川の河川カルバート補修に係る工事請負費を法面崩落の対応のため350万円を増額するものであります。

教育費でございますが、合計で218万7,000円を減額するものでございます。小学校管理費では、事業完了により旭田小学校体育館照明修繕に係る工事請負費を161万7,000円減額し、社会教育総務費におきましては、事業完了により生涯学習支援事業講演会委託料を57万円減額するものでございます。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、調整をしております。

次に、歳入予算のうち、これまで説明を申し上げました項目以外の主なものについてご説明をいたします。県支出金でございますが、交付決定により農業委員会補助金を146万6,000円増額計上しております。

財産収入でございますが、大内沢尻町有林における送電線周辺伐採の補償として、生産物売払収入295万4,000円を計上するものであります。

諸収入でございますが、違約金及び延納利息を338万5,000円増額計上するものであります。大川ふるさと公園給水管更新工事等の請負契約解除に伴う違約金等及び本年6月の会議でご報告申し上げましたロータリー除雪車購入に係る遅延利息を計上しております。

また、債務負担行為でございますが、令和8年度実施事業の円滑な執行のため、公共施設等浄化槽維持管理業務において1,390万8,000円、雪寒機械整備事業に3,984万2,000円をそれぞれ限度額として設定するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第26号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ961万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,596万8,000円とするものであります。歳出につきましては、給付事業の見込額の精査に伴う保険給付費及び令和7年度税制改正等の対応に伴うシステム改修委託料を計上し、それに伴いまして、歳入では国庫支出金の財源を計上し、予備費により収支を調整するものでございます。

議案第27号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）でございますが、議案第25号における一般会計の債務負担行為と同様に、令和8年度における農業集落排水処理施設維持管理業務の円滑な執行のため406万1,000円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第5 令和7年度所管事務調査報告

○議長（湯田健二君） 日程第5、令和7年度所管事務調査報告の件を議題とします。

この件につきましては、会議規則第76条の規定に基づき、別紙のとおり、総務文教、産業厚生各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は12月16日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） それでは、これで本日の日程は全部終了でございますが、ここから一言皆様に申し上げます。

去る令和7年10月31日、令和7年度10月第1回会議の散会前に、星邦一議員から、大竹浩治議員の下郷町職員互助会会計の私的流用問題における町執行部からの事前説明文書の流出について指摘されました。これを受けまして、去る11月18日、大竹浩治議員から、議長に対し、謝罪文書の提出がありました。

大竹議員に対する指摘は、令和7年2月7日開催の令和6年度2月第1回会議における欠席事由等に続き、この今回で2回目であります。このたびの大竹議員の町執行部からの事前説明文書の流出については、町議会議員として町との信頼関係を著しく損なうものであり、あってはならない行為であります。さらに、町議会及び町議会議員に対する町民の信用及び信頼をも失墜させるものであります。このように度重なる指摘を受けることになり、議長として重く責任を感じているところでございます。町及び町執行部の方々に対し、議長といたしまして心よりおわび申し上げます。

私たち議員は、下郷町議会政治倫理条例にもあるように、町民の代表者として、また町民全体の奉仕者として、議会に対する町民の信頼を確保しなければなりません。今後は、議員一人一人が政治倫理をわきまえ、町議会が一体となって町民の皆様の信託に応え、振興、発展に尽くしていく所存でありますので、議員各位の皆様におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で私の発言といたします。よろしくお願いいたします。

また、ここで7番、大竹浩治君より発言を求められておりますので、これを許可します。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 議長の計らいで発言の機会をいただきましてありがとうございます。ただいまの件につきまして、議長には大変心労をかけまして、おわび申し上げます。

下郷町職員互助会会計の私的流用問題について、10月23日、総務課長より配付されたこの内容を、事前に支援者5人にラインで軽率にも送付してしまいました。去る令和7年10月31日、令和7年度10月第1回会議で、星邦一議員より文書の流出について指摘を受けました。指摘をされたとおりであります。

当日議会終了後、私の行動について、議長より厳しい叱咤を受けました。その後、令和7年11月18日に議長に謝罪文書を提出いたしました。

このたびの町の執行部からの事前説明文書の流出については、議員としまして、町との信頼関係を著しく損なうものであり、さらには町議会、町職員に対する町民の信用及

び信頼をも失墜させたもので、あつてはならないことであると思っております。深く反省しております。心から謝罪いたします。本当に申し訳ございませんでした。今後は、下郷町議会政治倫理条例に基づきまして、より高い倫理的義務を深く自覚し、議会に対する町民の信頼を確保し、一つ一つの事柄に自分の振る舞いが周囲にどれだけな大きな影響をもたらすか自覚を持って身を引き締め、襟を正し、高い倫理観を持ち、努力を惜しまず、一層精進し、誠実な行動で、町民全体の代表者として、また町民の全体の奉仕者として責務を果たし、努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

また、令和7年2月7日開催の令和6年度2月第1回会議における欠席事由におきましても、深く反省しております。重ねまして、心から謹んでおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（湯田健二君） 本日は、これにて散会します。

ご苦勞さまでした。（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会12月議会会議録第2号

招集年月日	令和7年12月15日			
本会議の日程	令和7年12月15日から12月19日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和7年12月16日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和7年12月16日	午後2時30分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐藤 勤	5番 猪股 謙喜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長 大竹 浩二	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 玉川 清美	農林課長併任 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	農林課長併任 農業委員会事務局長	会計管理者 室井 俊之	教育長 湯田 嘉朗
	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 玉川 和哉			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会12月会議議事日程（第2号）

期日：令和7年12月16日（火）午前10時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） おはようございます。9番、星邦一、通告により一般質問をいたします。

町長4期目公約について。今回の議会は、町長にとって4期目で最初の定例議会となります。4期目スタートを切る大事な議会であると認識しております。町民から寄せられた責任の重さをしっかり受け止めていただき、公約実現に向けた行政執行を期待いたします。

さて、町長の選挙後の新聞各社のインタビュー記事を拝見いたしました。また、広報しもごうの11月号にも、巻頭2ページにわたる所信表明の記事も拝見し、4期目としての意気込みが感じられました。そこで、この広報しもごうによる所信表明の件で質問いたします。町長は、人口減少と少子高齢化という課題を中心に、真正面から取り組んでいくと述べられています。この人口減少対策、そして少子高齢化対策は、一朝一夕に解決できる問題ではないことは十分に承知しており、今後の施策にご期待を申し上げるところであります。この広報の所信表明の中でも町長は述べられている若者が帰ってきたくなる町、これを目指すことは、人口減少対策、そして少子高齢化対策にもつながり、下郷町が元気になるためには非常に重要であると考えています。町長は、この実現に向けて町政運営に全身全霊で取り組むと表明されていますが、4期目スタートに当たり、この4年間で若者が帰ってきたくなる町としてどのような施策、構想を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

大きな1点目の町長4期目の公約についてでございますが、本年9月に執行されました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からのご支持をいただき、引き続き4期目の町政運営の重責を担わせていただくことになりました。この負託に応えるべく、議員の皆様をはじめ、国や県、関係機関との緊密な連携を図りながら、揺るぎない町政発展のために力を注いでいく覚悟であります。4期目のスタートに当たり、現在地域社会が

直面している人口減少と少子高齢化という課題を中心に、少子高齢化が進む中で地域の担い手をどう育て、定着させ、誇りを持ってこの町に暮らし続けていただける環境をどうつくるか。創意と工夫、そして地域の皆様の知恵と力を結集して、子供たちが夢を描ける町、高齢者が安心して暮らせる町、若者が帰ってきたくなる町、誰でもが誇れる地域社会を実現するために、町政運営に全身全霊で取り組むことを町民の方々をはじめ、議員の皆様、そして職員に対し、私は所信を述べさせていただいたところでございます。役職就任時の所信表明は、感謝の気持ちと謙虚な姿勢、そして具体的な抱負を、決意を簡潔に伝えることであります。

議員おただしの若者が帰ってきたくなる町の施策につきましては、令和7年度からスタートしました第7次総合計画に掲げる豊かな心を育む文化のまち、活力あるまち、健やかに暮らせるまち、住み続けたいまち、みんなでつくるまち、この5つの基本目標に沿ったこれまでの各種施策の着実な実行と、4期目に当たって掲げた私の公約一つ一つ確実に実行し、積み重ねていくことで、町が目指す将来像、魅力あふれる未来へつながるまち下郷の実現へ近づき、今を生きる人たちが下郷町に生まれてよかった、住んでよかったと思い、幸せを実感できる魅力ある豊かな暮らしを実現させ、次世代を担う子供たちにとってふるさと下郷が夢や希望に満ちあふれた未来を描ける場所となれば、おのずと若者が帰ってきたくなる町へつながっていくものと考えております。明るい未来を町民の皆様と共につくり上げていくため、今後とも議員の皆様のご協力を得ながら各種施策に取り組んでまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 答弁ありがとうございます。今の答弁の中で、議員、そして職員に対して町長が所信を述べたということで、そしてふるさと下郷が夢や希望に満ちあふれた未来を描ける場所となれば、おのずと若者が帰ってきたくなる町へつながっていくものと考えているとのことですが、本気で若者を呼び戻そうとするならば、やはりホームページ、そしてSNSなどの充実を図っていく、これは当然の行為であると町長も承知されていると思いますが、町のホームページ見ますと、町長の部屋における町長の挨拶、これが2024年4月3日から更新されていないのです。これも1年8か月も前のことなのです。第7次総合計画、これも令和7年度からスタートしているのですが、9か月過ぎているのですが、まだ第6次総合計画のままで、全身全霊で取り組むという町政運営ですが、これでよろしいのか、町長、どう思いますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 若者を呼び戻すと、いろいろな創意工夫が必要だと思いますし、SNSあるいはホームページの更新もしなくてはならない、6次計画になっているけれども、まだ7次計画は載せていないというような質問でしたけれども、私は6次計画、それから7次計画も、先ほども1回目の答弁で申し上げましたけれども、要するに町政は継続なのです。だから、周知徹底はさせますけれども、このことについてはやはり重点事業総括でお示ししたとおりを進めること、それから7年度の重点事業で具体的に示したも

のを進めていくことが、これが町民にとって一番幸せになるということ。ただ、若者を呼び戻すということにはいろいろ具体的な方法があると思いますが、まず私が考えていることは、教育の無償化、これを完全に行うことが一つ。それから、育英資金の貸付制度の見直し、これが周知されていないと。大いに利用してもらって、地元に戻ったらその返還はしなくてもいいよという制度を見直しし、それをやはりホームページ等でしっかりと伝えていかなければならないと思っています。もちろん6次総合計画、あるいは7次総合計画もそうだと思います。

それから、公営住宅の新築をしなくてはならない。これが若者を呼んで下郷町に住みたいと、こう考えていることも、私は一つの若者を呼び戻すことだろうと思います。それから、分譲団地の造成をしなくてはならないだろうと。これは、あくまでも財源措置がなければできないことですが、これを何とか7次総合計画の中で進めていくことも一つの手ではないか。また、工業団地の造成。これは、議員もおっしゃっていたと思いますが、物流基地として使えないかどうか、この地域が。一般企業、大手企業が進出してきてくれるということはなかなか難しいので、物流の拠点の場所としてどうなのだろうということも考えていかななくてはならない。

それから、ソフト事業としては移住、定住の促進班をつくらなければならない。これが、やっぱり発信する力が後手後手になってしまっただけだ。そのことが6次計画、7次計画、あるいは重点事業、7年度の重点事業、8年度の重点事業、これをしっかりと伝えていくことが一番肝腎ではないか。議員の質問はそれだと思うのです。更新していない、まだ変わっていないのではないかと、これは大変遺憾に思いますけれども、やはり移住、定住、要するに若者を呼び戻す方法としては、そういう班を編成してしっかりとやっていただくということをここで約束いたします。また、婚活事業の実行委員会の設置もしていかななくてはならないだろうと。以前、私はそうした実行委員会を取り仕切ったこともあるので、そういう経験を生かしながら、今後実行委員会設立に向けて検討させていただくと。それから、他町村でもやっていますけれども、高校生の関係で、やはり今の高校生は進学、上の学校を目指して勉強していると思います。ですから、高校等の学校との連携をまず密にするということが必要だ。その中には、一つの留学制度も考えているべきだろうということがある。そして、一番早めに若者を残していきたいという主手段としては、私は職員の採用の制度の見直しをしなくてはならないということを考えております。そうしたことが発信できれば、これから若者が残っていくということにつながっていくのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今町長が言ったいろいろな施策、無償化とか育成資金、移住、定住とあります。確かに育英資金はかなり金額は、ちょっと金額は分からないのですが、7,000万円だかそこらあったような気も、9,000万円でしたっけかな。ちょっと金額は分からなかったのですが、昨年度から過去、ずっと使っていないのですよね。やはりこういうのもSNS、ホームページの中で発信する、やはりそういった意味で、こういうのも町にあ

るのだというのが町民の方々は分かっていないと思うのです。そういうのもやはりホームページを更新作業しながら、当然職員の方々がやっておると思うのですが、身近な、基礎的な、本当にできることを1つずつこなして、町民に伝わるようなことをやらないと、若者がほかに行って戻ってこようとしても、やはりそういった情報が止まっている町ですと、帰ってきたくないとか、逆に敬遠して、下郷町に移住はやめたほうがいいかなんて思うような人もいますので、こういった場合、無償化とか、育成資金とか、そういうのもやはり載せるべきだと私は思います。確かに町長も今、大変下郷町も魅力のあるような施策もあるので、こういったものもやっぱり載せるべきだと思います。町長、これからもずっと職員に伝えてやっていただきたいと思います。どうですか、町長。熱意を持って職員に対してやってもらえるかどうか、お伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 邦一議員がおっしゃるとおり、町全体で、あるいは議員の協力を得て、そしてその受入れ態勢の準備をしていくと、これが、今答弁したものがずっと前から思っていることでしたけれども、やはり特別班をつくらないと、その事業、要するに若者の帰ってくる事業をちゃんとやるのだということになれば、2人ぐらいの職員が専門にそこについて、そして若者が帰ってくるにはどうするのだということを議論を重ねながらやっていくということをしつかりとこれからも職員と一緒に進めていきたいと感じておりますので、ご理解いただきたいと。絶対やりますから。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。昨年、私は一般質問で、町長の答弁の中に職員が情熱がない、熱い気持ちになっていないということで町長おっしゃってありました。その旨、その後強く指導してやっていくという答弁がありました。その後、私自身見ておりましたが、中には一生懸命取り組んでいる職員も多く見られます。役場全体を見ますと、やはりもうちょっと情熱がないなという感じはしております。職員の不祥事が後を絶たない、ホームページの基本的な情報の更新もされていない、これはかなり危機的な状況だと私は思っております。町長、全身全霊で町政運営に取り組むということであれば、そして公約を実現していくということであれば、やはり、施策どうする、こうするもいいのですが、議員に協力を求めるのもいいのですが、まずは職員の意識改革、役場内の立て直し、これが必要ではないかなと私は思いますので、町長、どうでしょうか。役場内の意識改革、これを進めたほうがよろしいのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 邦一議員のおっしゃるとおりでございますが、しかし私は職員を信頼していないということではないのです。やっぱりやってきてきている、一生懸命やってきている。ただ、それに遅れを取っているということは、これは遺憾だと思っております。

いうことを発言している。今一生懸命職員やっています。間違いない。ほかの町村から見たって、それは比較していただいても構いませんけれども、しっかりやっただいております。そういうことからして、今回のさらなるやっぱり職員の意識改革、情熱、そういうものをしっかりと周知徹底して、頑張ってくださいということにこれからもしていきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） なぜこんなことを私言ったかということ、私、10月の定例会ですか、第1回の。職員不祥事によって町長と副町長の給与減額が出されましたよね。同僚議員から質問や指摘などがありましたけれども、実は私も質問したかった。でも、議員の中で不祥事を起こしたということが頭にあったので、遠慮はしました。町長、副町長が自らの給与減額という案件でしたよね。そういう中で、私だけかと思ったのですが、後で聞いたら私もそう思ったとかという話があったのですが、それは町長、副町長が頭を下げて謝罪している中で、やはりにやにや笑っていた職員もいましたので、そこら辺も私はちょっとそれは違うのではないかなと、それは私は思っていました。それが役場の今実態かなと私は思っております。ですから、町長、早急な職員の意識改革、そして一生懸命やっている職員も多数おりますが、その辺も踏まえて、立て直しというか、そういうのをやっていただきたいと切に思いますので、よろしくお願いします。答弁はいいです。

それでは、大きな2番目ですが、熊対策について。今年は、全国的に熊の出没が異常に多く、民家などの建物に侵入するなど、これまでにない熊の行動が大きな話題となり、自衛隊の要請や警察官による駆除発砲などがテレビで報道されていました。当町においても、毎日のように防災無線で目撃情報及び注意喚起の放送がなされ、隣接町村で建物への侵入や人身被害の事件があったことなどから、町民にとって不安な日々が続いていました。一方で、熊の目撃情報があった際は、猟友会のパトロールのほかにも、町職員が目撃情報のあった場所に駆けつけて追い払い花火を鳴らすなど、危険な中での対応に感謝申し上げます。今年は温暖化により、熊の餌となる樹木の実がならなかったために、餌を求めて人里に下りてきているようではありますが、餌がないために冬眠もしないのではないかとされており、もしそうなれば今後も注意が必要になってくるところであります。

そこで、今年における熊出没の異常増加に当たり、町はどのような対応及び対策を行ったのかお伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大きな2点目の熊対策でございますが、今年度は東北地方を中心にツキノワグマによる人身被害が過去最多を記録しております。当町においても、7月14日の早朝に湯野上地内の河川敷で、国の猛禽類の調査に入った県外男性2名がツキノワグマにかみつかれる人身被害が発生しております。また、今年度は例年以上に目撃情報が多く、檜原小学校周辺での出没も確認されたため、学校周辺でのパトロールの強化、防災

無線及び注意看板の設置による注意喚起を実施するとともに、教育委員会と情報を共有して、下校時には迎えに来ていただくなどの児童生徒の安全確保に努めてまいりました。このような状況において、町では人身被害防止を最優先として考え、人家周辺などの危険性の高い場所での出没時は、日頃から有害狩猟鳥獣捕獲隊と協力して現場確認を行い、追い払い花火や必要に応じてパトロールを強化、防災無線による注意喚起を実施しております。危険と判断される個体につきましては、捕獲許可証を発行し、ドラム缶わなを仕掛け、鳥獣の狩猟等による駆除を有害狩猟鳥獣捕獲隊に依頼し、11月末現在で86頭駆除しております。これは、前年度の保護をした28頭に比べて約3倍、過去最多を記録しております。そのほとんどが人の生活圏内での捕獲となっております。こうした状況から、町では追い払い花火、鳥獣追い払い活動の推進や、行政区を対象とした緩衝帯整備、侵入防止柵の購入補助などを実施することで、町だけの取組ではなく、地域全体で被害防止対策に取り組んでおります。また、本年度は県主体の事業でありますツキノワグマ被害防止緊急対策事業を活用し、専門家指導の下、板蕨、小池、倉水地区を対象とした放任果樹伐採による生息環境管理を計画し、年度内には柿の木を中心に約10本程度の放任果樹伐採を行うこととしております。このように、本町では鳥獣被害対策の3つの柱である個体群の管理と侵入防止対策、生息環境管理を総合的に組み合わせ、住民の安全確保を最優先に対応しているところでございます。

今後の対策の一つとしまして、鳥獣保護管理法の一部が改正されて、地域住民の安全確保のため措置を十分に講じた上で、人身被害を生じさせるおそれの高い熊などについて人の日常生活圏での銃猟をすることが可能となる緊急銃猟が創設され、本町においても同様に適用されております。緊急銃猟に関するマニュアルの作成は必須とされておりますが、迅速かつ円滑に安全確保しながら的確に緊急銃猟を実施するため、マニュアルの作成が重要でありますので、本町においても現在マニュアルの作成を進めているところでございます。また、人の日常生活圏に出没した熊等に対して、安全確保の一定の条件下で市町村長の判断により、捕獲者が銃器を使用して捕獲できる緊急銃猟制度につきましては、町では経験も不足している現在で、緊急銃猟となる事案が発生した場合は、市町村の職員がノウハウの不足などにより、緊急銃猟を市町村長のみでは十分に行うことのできないと想定される場合は、鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、市町村長は都道府県知事に対して応援の要請が可能となっておりますので、指揮命令を発する際に技術的助言を受けながら、関係機関と連携を図って対応してまいりたいので、ご理解をお願いいたします。

以上、回答申し上げます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 答弁ありがとうございます。町内でも人身被害が発生したということでしたが、それもちょっと何名かというのは分からなかったのですが、今回は町外の方ということで、町外、町内問わずに、例えば人身被害があった場合というのは、町でどういった対応を取るというのはあったのでしょうか、伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、担当課長から説明させます。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの被害者の方が何名というのは、一応2名だったのですけれども、今回の対応につきましては、町が直接何かということとはなかったのですが、その被害に遭われた方が一応救急車に搬送されて、状況等については伺っております。そこに対しまして、県への報告というのをやっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 自分で電話して呼んだということなのですが、町内の方だったらどうなったのかということで、やはり町としてもマニュアルは早急につくるべきだと私は思うのです。今、今日も朝から熊の出没ということで、雪降っても新潟のほうには出ていると、福島の方にも今出ていると、冬眠しないという話はしています。ですので、こちらのほうも餌がないということなので、やはり熊の出没というのは、もう冬眠しているのだろうというような安易な考えではなくて、危機感を持って対応すべきだと私は思うのです。

それで、昨年も、今年ですか、頻りに檜原小学校周辺で目撃があったということで、パトロール強化や注意喚起して、児童に対しては引渡下校を行ったと聞きました。これに対して、各小学校、そして中学校、あと保育所かな、これに関して危機管理対策というのはあると思うのですが、これに熊に関する事項というのは入っているのかどうか、お聞きします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 保育所あるいは児童生徒の危機管理については、学校でしたら学校長の権限ということでやっていただいていますけれども、教育委員会としての見解を、教育委員会としての答弁をさせますので、よろしくどうぞ。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの星邦一議員のご質問にお答えしますが、具体的に熊に対する内容につきましては、ちょっと確認してみないと分からないものですから、すみません、後ほど確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 早急に調べて、もしなかったら、熊の対策というのを、熊に関する事項を取り組むという必要があるので、これは早急に中学校、小学校、保育所のほうに通達はすべきだと私は思いますので、よろしく申し上げます。

それと、先ほど町長が町内各地に伐採をするということで、実がなったままの柿の木、これが今でも多数あります。これは、熊や猿をおびき寄せる要因となっております。今年度、3地区かな、板蕨、小池、倉水地区、これに関して伐採を行うことでしたが、これってなぜこの3地区なのかなと私はちょっと疑問でいたのですが、もしこの3地区の

10本ほどですか、切った場合、これがなくなれば隣接地区、三ツ井だとか成岡、姫川、こちらのほうに移動してくると簡単に私は考えてはいたのですが、それをやるならやはり町全体、それも町内の行政区長さんに調査を依頼して行ったらどうかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） この3地区を選んだのはなぜかと、専門指導の下、ここをまずやってみましょうということだと思いますけれども、私はこの捕獲頭数の全行政区の数字を見てみると、2番目に多いの、音金地区が一番多いのです、捕獲頭数。もちろん頭数があるということが多いのではないかという。それから、次に中山、倉水なのです。これ1頭差があって、9頭と8頭。そうすると、湯野上、あるいは倉水と小池、ここを見ますと10頭から11頭が捕獲されている。だから、こうしたところを勘案して、この3地区にしたのではないかと。それと、弥五島行政区では、早めにもう柿の木を切ってしまった、行政区で。ということも例もありますので、これは今後行政区と相談しながら対策を講じていかなければならない、こう考えておりますし、またこの熊のどのようにしてこれから駆除というか、安全管理をしていくのかということになれば、やはり生息の実態調査をしなければならぬ。これ何頭いるか分からないでは。そういうところの生息の調査をやっぱり財政面で国が支援するというので、私も国のほうに行ってきたときには、関係省庁で閣僚会議を官邸主導で行うと言っているのだ。返事ちゃんとしているのです。ですから、来年度はそうしたものが地方交付税で来るのだから、補助金で来るのか、助成金で来るのだから分からないけれども、官邸主導で行う。これ重要な問題なのです。官邸主導で行うと、そのように環境省の局長がお答えしていますから、これは実態調査やるのではないかと。私は、金が来て初めてそれは来たなということが分かりますけれども、国が言っているのだから、間違いないと思いますが、それを信じるほかない。

それから、熊の駆除については、麻酔銃の使用をやっぱり緩和してもらわないと駄目だと。そうでないと、ただ鉄砲撃つ人はいいか分からないけれども、どうしてそれを駆除するか、止め刺しするか、放すかという判断は、やっぱりそこは県の主導であくまでも行動をする。そんなことの一つとして、麻酔銃の使用の許可を大幅にしてもらいたいというのは、私たちのお願いをしていく。それから、熊捕獲等の事業に対する支援をもらわないと、誰もボランティアではやらないですから、その辺を国でやっていただくということが今回の官邸主導で熊対策をやると。全国的な問題ですから、下郷町の問題ばかりではなくて、特に北海道、東北地方は熊の出没の件数が多いわけですから、そうしたことをするためには、やはり捕獲等の事業に対しての支援が必要と。これが大きな3つをこれからやっていただくということになるかと思っておりますので、それに基づいて、樹木の伐採も含めてやっていくことが今後の対策になるのではないかと、こう思っております。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 残り5分となります。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 町民の方々からも、やはり自分の柿の木だ、これうちの柿の木なのだけれども、高齢だから伐採できないと、若い人はチェーンソーを持っていないし、使ったこともないといったような話が聞こえてきています。ですから、こういった状況の中から、やはり不要な柿の木は伐採するというように、もしそういった方々から依頼があった場合、町はどうするかというのも、やはり対応することを考えておいたほうが私はいいと思うのです。

それと、目撃情報で熊が出ましたよといった場合、猟友会の方々が行く前に、役場職員の方々も現地に見に行くわけですね。そうした場合、行って、いきなりどこに隠れているか分からない、潜んでいるか分からない熊、これを猟友会と共に、一緒に行くのですが、やはりこれって危険度合いが物すごく高い業務だと私は思うのです。それで、町には、私ちょっと調べたのですが、町の職員の特殊勤務手当に関する条例というのがある。これ平成16年3月15日に出ているのですが、この中に危険作業の業務に従事する職員の特殊勤務手当というものが書かれておるのです。これ第2条の第6項に、（6）に書いてあるのですが、これって、危険作業というのは水面上10メートル以上、水面下においては4メートル以上掘削中のトンネル等の坑内において行う業務という記載があるのですが、これって平成16年ですので、もうかれこれ30年にはなるのか、20年か、かなりの前の条例なのです。だから、こういったものを今の時代に反映するのであれば、条例を見直して、やはり職員に対しても危険手当、これを支給すべきではないかなど。危険を伴う場所に行くわけですから、こういったことも考えて、条例改正というの、見直しというのも必要だと思いますが、町長、どう思われますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今ほど、そうだと思いますけれども、災害時は全部危険が伴う。公共災害、河川災害、あるいはこの熊の出没も災害です。鳥獣災害。ですから、鳥獣の場合でしたら、緊急銃猟に関するハンターの育成、これがまず大事です。これを育成して確保していくと、指導、講習に当たると、これをまず先に手を打たないと、特殊勤務手当直したってこれは駄目です。それは、直すこともやぶさかではないけれども、やっぱりそうした災害現場に行くときには常に危険が伴うものでありますから、そうした指導を徹底して、こういう場合は想定してこういうことをやってくださいと。特に今熊の問題出ていますけれども、これはハンターに対しての指導、やっぱり講習、訓練、これを先にやらせていただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） よろしくお願ひします。猟友会のほうも話聞くと高齢化になってしまって、もう若い人が入ってこないということで、大変ご苦勞をかけております。それで、毎日のように巡回しているということなので、やはり町長が言ったとおり育成をして、町で補助をして、若い人が入れるような体制をつくるべきだと私思うので、町長、その

辺もよろしく願います。

それと、猟友会のほうの日当のほうもちょっと他町村とも見比べて、今9,000円ですけども、もうちょっと、1万円のところもあればいろんなところもありますので、その辺も踏まえてやっていただきたいなと思います。

答弁はいいです。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

次に、2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） おはようございます。議席番号2番、星昌彦ですが、一般質問を通告書のとおりいたしますので、よろしくお願いいたします。

地域公共交通について。11月11日の福島民報の第1面に会津乗合自動車、我々は会津バスさんというふうにお話はしていますが、と福島交通が、来年4月1日に会津乗合自動車を吸収合併する方式で福島交通に経営を統合する旨の記事が掲載されていました。人口減少や運転手の不足、利用者の減少が大きな要因になっておりまして、致し方ないのかなというふうに思います。先日も町民の方から、田島の病院に行くということで、午前9時台のバスが既にもうなくなっており、大変不便になったと話されていました。町は会津バスに対しまして、バス運行維持負担金として、音金線ほか4路線に対しまして、昨年度については3,903万5,780円の負担金を支払っております。また、高齢者タクシー助成事業では、783人で541万1,000円を助成しております。これは、1回のタクシー券で500円の助成券2枚の利用しかできません。1,000円を超える地区については、町民の負担は大きくなるかと考えております。

そこで、大きく2つの点で町長にお伺いいたします。まず、1点目ですが、令和3年3月15日の湯田純朗議員の一般質問の中で、下郷観光循環バスの再質問の中で、デマンドタクシー等の事業については検討しなければならないと回答しておりますが、担当である総合政策課内で検討されたのかどうか。また、検討されなかったとすれば、今後想定される路線バスの定期便減少や将来の定期路線の廃止など、町民の移動手段の利便性がなくなると考えております。今後の地域交通について、町長はどのようにお考えになっているのかお伺いします。

2点目でございますが、下郷町に隣接する南会津町では、キャラクターのんだべえの名前を利用したんだべえタクシー、只見町では雪んこタクシー、これは町内のみでございます。自然首都・只見号は、JR只見駅から会津田島駅まで予約によるバス運行、昭和村はからむん号デマンドバスの運行、三島町は9人乗りデマンドバスの運行、会津美里町は美里あいあいタクシーの名称のデマンドタクシー運行、西会津町はこゆりちゃん号のデマンドバス運行と、下郷を取り巻く隣接町村でデマンドタクシーかデマンドバスを運行しております。金額については、片道200円から500円、金額には違いはありますが、町民の利便性を図っております。今後の地域交通として、町内の交通弱者地帯をなくし、お年寄りなど交通の移動手段を確保することを目的として、デマンドタクシーか

デマンドバス等について検討されてはどうかと考えております。既存の定期路線バスに影響のない空いた時間帯を利用して、デマンド型交通の導入について、町長のお考えをお伺いします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、星昌彦議員のご質問にお答えします。

1点目の地域公共交通についてのデマンドタクシー等に関する検討につきましては、平成26年、詳細の設計までは行っていませんけれども、デマンドタクシーとバス等に関する検討をさせていただきました。この資料については、担当課で持っていると思いますので、後ほど再質問のときにはお答えできると思います。現在の地域交通機関の手段といたしましては、路線バスと高齢者タクシーの助成事業を組み合わせ、地域交通の足として運行及び実施をしているところでございますので、路線バス事業者である会津乗合自動車株式会社と必要に応じて協議を重ね、利便性と経済性を両立させるべく取り組んでいるところでございます。また、現在教育委員会において、今後の学校の在り方等について検討されていることから、その方向性を考慮しながら公共交通網の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目のデマンド型交通の導入についてでございますが、導入自治体によりその形態は、一般住民向けのデマンドバスやデマンドタクシー、児童生徒の登下校に合わせた路線バスやスクールバスなどを運行させており、多額の予算を要しているようでございます。本町のように広大な面積を有し、板状に集落が点在している状況の場合、さらに多額の予算も必要になることが予想されることから、これらを導入する際には財政面も考慮しながら、慎重に検討しなければならないと考えております。しかしながら、地域公共交通の重要性は認識をしておりますので、仮に将来的にバス路線が廃止となった場合でも町民生活に支障がないよう、デマンド型交通も含め、様々な手段を模索して地域公共交通の確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） 第1点目について再質問させていただきます。

今ほど町長さんから平成26年にもう検討しているというお話が出ましたが、詳細な積算は行っていないという答弁でございますので、どの辺まで検討されているのか、お示しいただければと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今その当時の、26年の11月か25年の11月、どっちか、ちょっと調査した記憶については、資料を見ると分かりますが、とにかく11月の1日以降、25年か6年、25年ですね。25年の11月1日以降、担当者に調べさせてもらった資料が必ず残っています。そのときの資料の結果として、デマンドをやるよりは現在のバス運行のほうがはるかに

安い。そういう決断の下に、そういう今までバス運行をしてきたと。他町村の金額からしてもかなりの差があるのです。ですから、その時点でデマンドタクシーをしないほうがいいという判断の下で、今まで会津バスでお願いしてやってきた経過がございますので、その辺の数字については後ほどお示しすることはできると思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） その資料について、もし可能であれば頂ければと思います。やはり金額の面で一番心配されているということなのですが、第1点目については資料を頂いて終わりにしたいと思います。

2点目でございますが、多額の予算が要るということでございますが、平成23年から、今町長さんがおっしゃった25年より以前に、国交省で地域公共交通確保維持改善事業というのがございまして、この中で補助金が出るようになってございます。平成23年から、25年以前にそういう制度がありまして、全国の自治体、1,741自治体があるわけですが、その中で、5年前の資料ですけれども、2020年時点で566の自治体がこのデマンド型交通を実施しております。既にもう5年たっているわけですから、もっと増えているのかなというふうに思いますが、まず本町のように広大な面積を持つということは、この566町村の中にもあると思います。ですので、今後ともやはり、会津バスさんが合併したことにより、当然採算の合わない路線については廃止というようなこともやむを得なくなってくるのかなということを考えた場合に、隣接町村の取組状況を検討しながら、ぜひ早急にやっていただくことが大事なのかなというふうに思います。それから、老人ばかりでないわけです。我々高齢者になってきて、免許返納者も当然増えてくるわけです。そういった事情も勘案しますと、どうしてもこのデマンド型タクシー、金額も200円から500円というようなことで、今言った国交省の補助を利用しながら取り組んでいただいたほうがいいのかというふうに思いますので、その辺の見解を町長さんにお伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） デマンド型の交通導入についての再質問でございますが、私は先ほど申しましたように、そういうことで結局会津バスに頼ったということですが、会津バスが路線の本数を減らすということになれば、それは維持するために上乘せしなくてはならない、金額。そして、何とか通してくれないかと、今までどおりやってくれないかということになるのですが、今の老人で免許を返納して、自分で運転しないでいる人のことも多くなってきていることは事実でございますが、今実施している高齢者タクシーの見直しをしたらいいのではないかと私は思っているのです。今までは1回500円、1万2,000円ということをやっていますけれども、バスの停留所、あるいは駅、これの距離でその金額を、基本の助成は同じくして、その距離で出していくというような方法にして、そういう使う券を発行するという方法も、一つはね。デマンドタクシーでいうと、これ他町村の話になると、私はあまり言いたくないのだけれども、相当な金額出しているのです。だから、そこはやっぱり議員の人も考えていただかないと、ただ出せば、やれば

いいのではなくて、方法を考えないと駄目。交通弱者と言われる人にどのような方法でやるのが一番いいのかと、その地域に合ったやり方。だから、他町村がかかっているが、私のほうはかからなくていいのだと、そういう話ではないのです、私は。要するに地域に合ったやり方をやっぱりこれから実行していくと、やっていくということならば、何とか財政面にもそんなに支出をかけないし、そして国庫補助が出るようでしたらなおうれしいわけですから、そんなことでひとつやっていこうかなという考えは持っています。ご理解いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） ご答弁ありがとうございます。確かにいろいろ検討されたというお話は伺いました。実際、下郷町は下郷だということで前から町長さん言われているとおりののですが、ただ隣接町村も、例えば只見では商工会さんが全部委託会社となって、コールセンター的なことをやって、配車から全部商工会のほうでやっておりまして、三島では個人の有限会社の山中・ファームさんというところ、これ農業のファームだと思うのですが、予約センターになっているということで、美里町はまっぴら処という委託会社、柳津さんでは日産自動車さんと提携をして、アプリと、それから電話等でやっております。こういった事情を考えますと、下郷町より広い、只見町さんも広いと思いますが、今言った平成25年ですか、から大分たっておりますので、もう一度検討されて、採算とか、そういうこともあると思いますが、国の事業についても、まず地域間のネットワークを形成する基幹体系の運行については2分の1の補助が出まして、最高で1,000万円までという計画をつくるという事業、あとはバス業者さんが車両購入に係る補助として、やはり2分の1というような補助もあるみたいなので、大分町村の金額については抑えられるのかなというふうに思います。質問は、もう一度検討させていただけるかどうかの質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今、デマンド交通の導入について検討してということだと思いますが、私はいろいろ検討する段階で、もう1回目の検討で会津バスに頼んだほうがいいという結論出していましたけれども、もう一度検討した場合でも結果は同じだと思うのです、この数字を見ると。倍以上かかっているのですから、うちのほうは。そういうことを見た場合に、やっぱり今の老人タクシー券のようなことをやっていくことによって業者も潤ってくるし、業者も新しい業者出るかも分からないし、そうした地域の活性化にもつながってくる。ただただそれに出して、商工会に出して、あるいは農協に出してやるのもいいですよ。だけれども、そこには人件費というのにもかかってくるのです。ですから、利用する方が役場に来て、交付を受けて、それで利用していただくという方法がいいのです。そうでないと、1人、2人増員して、そのデマンドの受付をやらなければならない。要するにそれは商工会にやろうとも、農協に委託するとも同じなのです。そこはやっぱり考えてもらわなければ。だから、それは検討はさせますが、金額的に倍以上もかかっている今現在のやり方と、そういうところと同じにしてやるというわけには私は

いかないと。だから、そういうふう結論出ると思います。ですから、そこはお互いに検討してやっていくことは、それはやっていかなければならない。こういういい方法で公共交通機関の維持をしていくということにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） お話はありがとうございます。本当に答弁ありがとうございます。ただ、5年前で既に32.2%の市町村というか、自治体に取り組んでいるわけですから、やはり私はデマンド交通については可能ではないかと考えております。ただ、今の答弁にありましたように、下郷に合ったような補助を出しながらやっていくのだというお考えでありますので、今後職員の方についていろいろな情報というか、隣接町村の聞き取りも含めて、取組の先進地とか、そういうところに出向いて、実際の営業形態なり、それを研修するという事は非常に大事なことだと思います。ですから、下郷町広大で、広くて、三十何万平方キロもあるわけですから、それに似たような町村でもいいですので、ぜひ今後必要になってくることを考えて検討していただければと思いますが、その辺、町長さんのお考えをお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 検討はさせていただきます。しかし、研修もいいですよ。その研修の結果は、やっぱりこのほうがよかったねということになりますよ。財源的に倍以上出るといふことは、これは町長として、はい、これでやりましょうというわけにいかないし、今厳しい財政の中でどのようにしてやっていくかということが示され、財政が過剰にならないということの中で考えている中で、デマンドタクシー、デマンドタクシーをつくって、あるいはそれを委託して、金額が倍になるような話では皆さんに怒られます。だから、あまりいい返事はできなかったけれども、研修もいいし、検討もいい。ただし、結果的にはこのほうがいいということ結論出してきますので、よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） ご答弁ありがとうございます。お考えはよく分かりました。ただ、私は必然的にデマンド型交通は、もうおのずから下郷町も導入せざるを得なくなってくるのかなと、そして補助についても国交省のほうでいろんな補助をつくって、平成23年と随分違っていると思います。ですので、検討されて、導入の方向でお願いしたいと思います。答弁は要りません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 私は、事業の計画というか、デマンドタクシーと今までやっている方法についての精査はします。そして、今までやっている高齢者タクシーのやり方も変えていかなければならない。私は研修に行ってきたのです、この件で、デマンドタクシーやっているところに。それは課長職、担当職3名でやっているのです。それ町の職員だけでやれません。だから、この町の職員でやっているほか、民間に頼んでいる。そうなる、人件費だけで安くても400万円から500万円の間の人件費を3名分、4名分つくらな

ければいけない。そういうことになれば、おのずと財政に負担かかってきますよ、これは。だから、よく検討するように、検討というか、検討した結果、恐らく今までのやり方プラス高齢者タクシーの見直しをしていけば、会津バスが撤退したとしても、やり方としては、あとは事業主が増えればいい。事業主を増やすことなのです。参画すればいいのです、タクシー会社。当時私が高齢者タクシーをつくったときには、もうそのときに既に遅し、2社はやめてしまった。残念だなと思っていたのですけれども、そういう時代が来るという、議員がおっしゃっているとおり、そういう時代が来るかもしれません。しかし、今他町村でやっている金額と下郷町がやっている金額では差があるのです。ですから、その差をそんなに、同じようなやり方をして、同じ面積ぐらいで、同じ人口規模で、これ5,000万円も6,000万円も差があったのではおかしいでしょう。そういう差出してやるのだから。そういうことはやらないほうがいいと、別な方法に使ったほうがいいと、まずは、私は。ですから、デマンドタクシーについては研究、あるいは研修もさせます。そうした結果に基づいて判断すればということです。こういうことでご理解、その時点で判断します。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） ご答弁ありがとうございます。検討するというようなお話をいただきましたので、答弁は要りません。

以上で終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○2番（星昌彦君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで2番、星昌彦君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時13分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時25分）

次に、1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 議席番号1番、渡部哲です。一般質問通告書に基づき、議長のお許しを得ましたので、私は少子高齢化対策としての雇用創出について一般質問を行います。

まず、下郷町を取り巻く人口動態を見ますと、町の総人口は長期的な減少傾向が続いており、とりわけ20から40代の生産年齢人口の流出が深刻であります。少子化への対策といえば、従来は子育て支援や住宅支援などが中心でしたが、若い世代が定着しない根本要因の一つは、町内に安定した雇用の場が十分に存在しないことでもあります。子育て世代が町に住み続けるためには、安心して働ける職場、そして未来に希望を持てる産業が不可欠です。下郷町の歴史や文化、自然を生かした魅力的な町づくりを進めるためにも、人口減少の歯止めとして雇用の創出は最優先で取り組むべき課題だと考えております。私自身、地域を歩く中で多くの町民の声を聞いてまいりました。若い者が帰ってこない、働く場所がない、地元で暮らしたいが、給料が低くて不安だ、農林業や観光業はあるが、通年安定した収入につながらないなど、町の将来に不安を抱える声が数多く上がっています。そうした声は、単なる愚痴ではありません。町民が本音で語る未来への

危機感であり、同時に変化への期待でもあります。しかし、現在の経済環境は全国的にも厳しく、本町だけが雇用創出を進めれば済む問題でもありません。だからこそ、町として戦略的な姿勢、そして既存の枠組みにとられない柔軟な発想が求められる時代に来ているのではないのでしょうか。

そこで、今回の一般質問では、町がどのような方針の下で雇用創出に取り組み、どのような具体策を想定しているかを伺いたいと思います。特に町が自ら主導する施策に加え、民間事業者との連携や町内資源を生かした新たな産業創出への取組について、明確な考えを示していただきたいと考えております。

質問1、町としての雇用創出の基本方針について。少子高齢化が進む中、町にとって最も重要な課題は人口流出の抑制であると思われれます。そのためには、地元で働ける環境を整えることが最も効果的であると私は考えます。そこでまず、町は雇用創出をどのような位置づけで捉え、どのような方向性を重視して施策を進めようとしているのか、基本的な方針を伺います。

質問2、具体的な雇用創出策の検討状況について次に伺います。町内には観光、農林業、歴史、文化など多様な地域資源が存在しておりますが、これらの資源を生かした雇用創出策について、現在どのような検討が進められているのかお聞かせください。例えば以下のような取組は検討されているのでしょうか。

1番、観光産業の通年雇用化。大内宿や塔のへつりなどの観光地を軸とした周遊コンテンツの拡充。インバウンド対応人材の育成。観光と農業、体験事業の組合せによる新サービス創出。

2番、林業、製材業の再生と6次産業化。放置林活用、木材加工、薪エネルギーなどの新分野。産業跡地、例えば製材所跡地などを生かした新工房、雇用創出モデル。

3番、小規模企業、起業支援。移住者、若者向けの創業支援制度。テレワーク向け拠点づくり。デジタルスキルを生かした新しい働き方の導入。

4番、公共サービスによる雇用創出。介護、子育て支援、人材不足分野の計画的採用。地域交通や公共インフラ維持に関する新雇用の可能性。

これらは一例ですが、既に町として具体的な検討や協議が進んでいるものがあれば、ぜひお示しください。

質問3番、民間企業、外部資本との連携による雇用創出について。町単独で大規模な雇用を生み出すことは、現実的には厳しい場面もあります。しかし、近年では、地方でのサテライトオフィス誘致、観光事業者との共同プロジェクト、地域商社の設立など、外部企業と連携した雇用の創出モデルが全国各地で成果を上げています。そこで伺います。本町として、民間企業や外部資本の誘致、連携による新たな雇用創出についてどのように考えているのか、具体的な構想があればお伺いしたいと思います。

質問4番、経験豊富な高齢者の利活用。高齢者の技能、技術を可視化し、地域ニーズとマッチングする仕組みの整備については、町はどのように考えていますか。農業、観光、子育て支援、伝統文化など、町の課題領域において高齢者の知識を生かした新たな就労、参画機会の創出に取り組む考えはあるのか。健康づくり、生きがい施策としての

連動を図り、地域の支え手として活躍していただくための包括的な支援策を検討されているのか。

最後に、まとめとして町への期待。少子高齢化対策は時間との勝負であります。雇用の場をつくることは町民の希望につながり、若い世代がこの町で暮らしたいと思える未来に直結します。今こそ町が主体的にビジョンを示すときではないでしょうか。町民の多くが不安と期待を抱える中で、町当局として明確な方針と具体策を丁寧に示していただくことを強く期待し、私の一般質問といたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、渡部哲議員のご質問にお答えします。

1点目の町としての雇用創出の基本方針についてでございますが、議員ご指摘のとおり、少子高齢化と人口減少が急速に進行する中、本町にとって人口流出の抑制は喫緊かつ最重要の課題であり、このため雇用創出は施策の根幹と位置づけております。若者から高齢者まで誰もが地域で働き、生活を維持できる環境を整備することは、単に経済的な問題に留まらず、地域の活力維持、将来にわたっての維持可能なまちづくりを実現するための土台であることと認識しております。今後は各施策を連携させ、地域全体で雇用を生み出し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、2点目の具体的な雇用創出の検討状況についてのうち、1、観光産業の通年雇用化でございますが、大内宿や塔のへつりを点ではなく線で結ぶ周遊ルート確立に向け、近隣市町村及び観光協会等の連携強化を図り、季節を問わず通年で誘客できるコンテンツの開発を検討しております。

また、インバウンド対応人材の育成については、課題は多々あるかと思いますが、質の高いインバウンド受入れ態勢を構築できるように検討してまいります。

観光と農業、体験事業の組合せにつきましては、農家民泊等を実施してまいります。コロナ禍以降停滞している状況にありますので、状況を注視し、対応してまいりたいと考えております。

次に、林業、製材業の再生と6次産業化についてでございますが、本町では下郷町森林組合を中心に、森林の集約化による効率的な森林整備を行う森林経営計画を策定して、森林環境譲与税を活用した多角的な施策を実施することで、林業事業体の雇用創出につなげてまいりたいと考えております。また、間伐等の森林資源についての6次産業化についても検討してまいりたいと思います。

次に、3番の小規模企業、起業支援でございますが、移住者、若者向けの創業支援体制につきましては、実際に相談を受けている事例もあるようでございますので、どのような創業支援が必要なのか検討し、具体化していきたいと考えております。

また、テレワークやデジタルスキルを生かした働き方の導入につきましては、コロナ禍以降、業務効率の低下や勤怠管理の難しさからテレワークの実施率は減少しており、状況を注視しながら引き続き検討をしてまいります。

次に、4番の公共サービスによる雇用創出でございますが、介護、子育て支援などの人材不足分野の計画的採用につきましては、町として地域に定着する専門職の具体的な確保と雇用創出を図っていきたくと考えております。

また、地域交通や公共インフラ維持に関する新雇用の可能性については、地域交通の維持に向けて可能な支援策を検討してまいります。

次に、3点目の民間企業、外部資本との連携による雇用創出でございますが、町単独での雇用創出には限界があり、民間企業や外部資本との連携は有効な手段だと考えておりますが、現在の経済状況では難しい状況にあると考えております。

次に、4点目の経験豊富な高齢者の利活用でございますが、高齢者の皆様が持つ豊富な知識、技能、そして人脈は、本町にとっての財産でもあります。その活躍を支援することは、単なる福祉施策ではなく、町の活力維持に向けた施策であると認識しておりますが、現状ではシルバー人材センターの設立等につきましては、現在の状況では実現できないと考えており、新たな大規模な仕組みの導入は難しいと認識しております。

最後に、様々なご提案はいただきましたが、人口減少対策につきましては本町の重要課題と認識して、第7次下郷町総合計画を基にきめ細かな各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 今回、町長さんは県の町村会の会長になられて、あと国会に度々訪れていると思うので、我々一般町民から比べればアンテナが非常に高いと思うので、そういったいろんなコネクションとかあれば、それを生かしてこの町に役立ててもらいたいと考えているのですけれども、そういった何かイグザンプルみたいな、何かそういう話合いはないのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 1番、通告書に沿ってやってください。

○1番（渡部哲君） 具体的な雇用創出の検討状況ということで、いろいろアンテナが高いので、そういう会社関係とか外部資本とのそういうような接点というのはないのかどうかということをちょっとお聞きしたかったのですけれども。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君、1番が申し上げました質問に対して町長が答弁をしています。その答弁に対して再質問ということでお願いいたします。分かりますか。

○1番（渡部哲君） はい。一応、何かこの日本の経済状況、非常に難しいということもここで言っているのですけれども、町長さんは我々と違ってもうアンテナが高い人だから、そういうような話というのはないのかなと思って伺ったのですけれども、何かおかしいですか。

（何事か声あり）

○1番（渡部哲君） だから、雇用創出の件について、民間企業とか外部資本とのそういう連携図れるような話なんかはないのかなと私は伺ったのですけれども。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変雇用創出の一番重要なところでございますが、町村会長だとか、あるいは首長として、雇用創出として民間の企業さんと直接会うなんていうことはめったにないことでありまして、初日からは一回もそういうことないのですが、今まで来ているAIテクノロジーさんとか、グリーンハウスさんとか、あと暁精機さんの社長さんなんかとは話しておりますけれども、できるだけ地元の人を雇用していただいて、雇用拡大につなげていただきたいということは常々話しているところです。あとまた、観光公社等でハローワークに出した場合に、そういう雇用をするのでハローワークに出すのですが、なかなか地元の人に対応していないというのが現状です。そうしたところがまだまだ、働く場所もあるのに、なかなか地元の人が応えてくれないというのが現状ではないかと思っておりますけれども、しっかりとそうしたところと協議しながら、雇用の促進をしていきたいと、こう思っております。

以上です。これからもよろしくご協力ください。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 私が言いたいのは、町長さんなんかは結構出張とかいろんなところに、国会行ったり、いろいろ行って、その経費というのはやっぱり我々の税金から出ている部分もあるのです。だから、それなりの仕事をしてもらいたいと思って私は質問したわけなのですけれども、それはなかなか難しいかもしれないですけれども、だけれどもほかの市町村でもそういうことをやっているところは結構あると思うのだけれども、もうちょっとそういう前向きな姿勢で発信してもらいたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 経費のことでそれを言われると、町の中央要望、あるいは道路整備促進協議会、期成同盟会、そういうものについては町の予算でもって、あるいは協議会の予算、同盟会の予算でもって対応しているのです、経費の面は。県の町村会で行くときは県の町村会で持つのです。全国の町村会でやるときは、全国の町村会で持つのです。ですから、町で行う事業というか、道路を改良してください、同盟会、協議会の内容は町の予算で行きますけれども、同盟会の予算で。そういうことですので、そういうのと一緒にして、そこを中央に行っているから、こういうことを発信してくださいと、いや、発信はしています。ただし、そこまで、民間のほうまで入ってやるには相当な時間、度数が必要です。それ覚悟を決めて行かないと、ばかにされますから。だから、今やっている事業の総合計画の中で進めなければならないのです、雇用対策を。そして、観光公社だとか、あるいは道の駅だとか、役場職員もちろんです。雇用です。あと、民間の3社の雇用促進を促していくということで、いろいろなその支援策は講じているわけです。その支援策をもってやっぱり雇用対策をしていく。町としては、企業立地の促進条例だとか、若者の雇用奨励事業だとか、あるでしょう。福島県でいえば企業立地補助金と、こういうことの事業を展開することによって雇用が生まれてくる、こう思っていま

すので、間違いのないようにひとつお願いします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君、質問は少子高齢化対策としての雇用創出4つだけなのです。

○1番（渡部哲君） いや、これみんなつながっているわけなのです。

○議長（湯田健二君） それ以外のことについては受け付けません。

○1番（渡部哲君） いや、少子高齢化、だから雇用の創出とか、そういうのが少ないから、そういう状態になっているのです、今町として。そこを我々議員は一般の町民から言われているのです。だから、最初から議会のほうでそういうふうに頭から決めつけてしまったら、町の発展もあれもなくなってしまうでしょう、それでは。

○議長（湯田健二君） いや、1番議員、あなたは大きい事項で少子高齢化対策としての雇用の創出なのだということで文言を言って、この4つの質問をしているわけだ。その中で、執行者は町長が答弁しているわけ。それについて、町民とか皆さんから言われているならば、それを再質問でするのが、追加までやるのが当然なのです。右にそれたり、左にそれることはできないということなのです。お分かりですか。

○1番（渡部哲君） よく分からないな。

○議長（湯田健二君） それで進めてください。

1番、渡部哲君。

（何事か声あり）

○1番（渡部哲君） いやいや、つながっていない。私が言いたいのは、少子高齢化とみんな、雇用が、こういうものが、今までの積み重ねでそういう状況に今差し迫っているわけです。今4,000人から3,000だけけれども、経済活動なんて成り立たなくなってきましたから。だから、現実、そこをみんな町民の人たちは危惧しているわけなのです。だから、4期目でしたっけ、町長。だから、そこを、最初の頃は工業団地持ってくるのかなんとかなんていうイキマエだったのですけれども、だからやはりそういうものがなければ人口も増えないし、少子高齢化を迎えざるを得ないということを私は言いたいのです。だから、一応それにみんなつながっているわけなのです、私の質問。だから、これ以上なかなか、今経済状況がだんだん厳しくなって、こんなこと今さら言ってもしょうがないと思うのだけれども、だけれども前向きにそういう姿勢でいかなければ、今4,000人から3,000人、本当に経済の活動が成り立たなくなってくるような状況になってきているのです、今。そういうことをやっぱり……

（「質問の趣旨が違う」の声あり）

○議長（湯田健二君） あなたの言っていることは、趣旨が離れているのだ。

○町長（星學君） 雇用創出については、3月に最上位計画で決められているのだ。最上位計画、総合計画、それに基づいて雇用創出をやっていかなければならない。これ二元代表制なのだから、言うことはあなたの責任もあるのだから、言うことは。では、みんなでやりましょうということが総合計画の連携、協働でやりましょうというのが5番目に出ている。だから、そういう現実だから、今第7次総合計画をつくって、これがまだ過疎地域の持続的計画をつくって進めていくということは雇用創出でしょう。

そうだと思う。観光公社には33名勤めています、今。道の駅で13名、社会福祉協議会で34名、南会津下郷ホームでも50名が勤めて、だからこういうところを総合計画で進めながら雇用を創出していくということがこの総合計画の上位計画なのだ。だから、それが分からないでは、ちゃんと答えてみようがない。いや、考えていることはいいですよ、それを町民から言われたと。しかし、それに基づいて雇用創出をするということなのだ。だから、全然やっていないということではないのだ。現実的には、今人口減少、これ全国の自治体で困っているのです。それをどのようにするかということも一つの課題なのだ。だから、先ほど星邦一議員にも言ったように、そういう政策を打ち出してやっていますということを行ったはずです。だから、そういう質問をしていただかないでは、何か何だか分からない。質問要旨に沿った質問をしていただきたい、こう思います。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 分かりました。何か考えが行き違いがあつて、何かちょっと違うなというので。分かりました。

以上で質問ありません。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○1番（渡部哲君） はい。

○議長（湯田健二君） これで1番、渡部哲君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時56分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、通告書に基づき一般質問いたします。

公民館の管理と運営について。公民館について、町の公民館については、条例上では町民体育館脇にある旧江川分館が町の公民館として位置づけられているようです。しかしながら、公民館職員は全員ふれあいセンターに常駐しており、公民館学級活動などもふれあいセンターで行われているようです。また、9月の議会で示されました事務報告書にも公民館の利用は掲載されていなかったもので、現時点で公民館は利用頻度がない施設であると認識しております。しかしながら、この公民館は江川地区で不測の災害が生じた場合の避難所になると聞いており、町としても重要な役割を担う施設になってくると思われます。

そこで、この公民館は、職員全員が別の施設に勤務している状況の中で、どのような管理方法を取っているのか伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

公民館の管理と運営についてというご質問でございますが、使用予約などの問合せは、現在ふれあいセンターにおいて公民館職員が対応しております。その他、設備点検、さらには維持管理等につきましては、公民館職員がその都度旧江川分館、現在の公民館で

ございます、に出向いて対応しているところでございます。また、公民館は町民体育館と隣接していることから、使用予約の届出書の受付や開錠、施錠の対応については、町民体育館に勤務しております会計年度任用職員が行っておるところでございます。

また、公民館の旧江川分館でございますが、利用といたしましては、近年では音楽関係の練習場所として継続して利用されております。以前には、小野地区で道路改良に伴い、集会所の移設がございました。その期間、集会所として利用していただいた経緯もございます。また、現在の公民館の各種講座であったり、いろいろな多くの事業につきまして、設備等の利便性を考え、ふれあいセンターで行われておるとというのが現状でございますので、こちらのほうに常駐しているということでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、再質問させていただきます。

旧江川分館、それからこちらのふれあいセンターのほうに職員が常駐しているということなのですが、管理責任者というのは、これは公民館長になってくると思われるのです。ですから、公民館長の場合、こちら、ふれあいセンターは公民館として呼んでいいのかどうか、ちょっと疑問に思うのですけれども、これ会計年度任用職員ですよ、今現在。もし万が一何かがあった場合、その責任はこの会計年度任用職員が負うということではよろしいのでしょうか。例えば旧江川分館で、何か利用していたときに何か問題があったとか、あるいはふれあいセンターは、公民館という呼び方ではないですが、何かあったときには公民館長が責任を負うということではよろしいのかどうか、その点お教えください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員からのご質問でございますが、公民館、江川分館となっておりますので、まさに今議員のお話にありました公民館長が責任者ということになりますので、何かあった場合、必ずそこに電話とか、そういったことで連絡が入るようになっておりまして、その都度対応しておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 例えば先日、南会津地方広域市町村圏組合でも不祥事があって、新聞のほうにも載りましたけれども、不祥事を起こした職員は休職、減給、それから上司にも懲戒処分があったと聞いております。同時期、町でも職員互助会費の横領事件があって、不祥事を起こした職員は懲戒免職、そして町長、副町長が減給という形でした。課長、係長は、このとき処分はなかったと思われまして。その前の税金還付の横領では、課長、係長など上司全員が減給処分されたはずでございまして。また、以前に保育所での落雪事故があり、これは保育園児1名が命を落とす痛ましい事故でもありました。この際も管理職の処分はあったと聞いております。管理職は、どういった場合に処分の対象になるかわかりませんが、少なからずとも館長という職である以上、何かあった場合は責任を負

うということによろしいのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 最終的な責任元ということになりますと、教育部門ということになりますと、最終的には教育長の最終的な責任ということをお問われることは間違いのないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 例えばそういう事故があった場合には、最終的には教育長がということではありますが、公民館は公民館長としていらっしゃるわけで、この方が会計年度任用職員ということなのですから、この方、今給与体系というのはどうなっているのか、お教えいただけますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） ただいまの山名田議員のご質問でございますが、特別会計年度任用職員ということで、特別の給与表を用いまして、そちらを該当させていただいております。そちらで給与のほうをお支払いしております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 特別というのは、いわゆる一般職員、職員というか、会計年度任用職員というのは1級で使用するというのは何か記憶にあるのですが、こちらに該当しているわけではないのですね。要するに特別ということは、これどこにどう、今まで公民館で会計年度任用職員というのは、私には記憶ないのです。今まで職員が退職した後、再雇用みたいな形で公民館職員をやることはあったかと思うのです。館長を。今回は、特別給与体系を取った上で会計年度任用職員で館長をやるということなのですね。この特別給与というのは、何級に該当するのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 何級といいますか、給与のほうを決定するときに近隣町村をちょっと調査いたしまして、平均というか、そういう形で計算をしまして、こちらでよろしいかどうかということをお伺いまして決定したというふうに、そんな経緯で決定しております。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） どちらにしても、こういう体系で特別、これでいいかということの確認をしてやったということなのですから、何かあったときの本当に責任を負わなくてはいけないのは教育長と言いますが、公民館として館長でやっている以上、やっぱりそういった責任を負うということは承知の上でいらっしゃるわけですよね。あともう一つは、このふれあいセンターというのは、農林課関係の補助で前に建設されたと

いうのを聞いているのですが、ですからそこに農事室とか会議室ございますよね。これ、以前に使用するに当たり、制限があるからあんまりできないのだというの聞いたことあるのですけれども、公民館として使用するには、これ目的外使用にはならないのですか。その辺お伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほど山名田議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、こちら農村振興交付金事業というもので建てられております。確かに中には農事相談室とか、あと研修室ということで、農村の振興のための建物というふうになっております。本当に目的外使用ということになってしまっておりますので、その点につきましては、今の状況ではちょっと問題があるということでございました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 目的外使用を分かっている公民館として使っているという理解でよろしいのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどなのですが、公民館、それからふれあいセンターということで、そういった職員が一緒になってそちらのほうで仕事をしているというような状況に現在はなっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今の答弁はちょっと理解できないのですが、職員はあそこ、ふれあいセンターにいる方は、公民館職員だけではないのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） ただいまのご質問ですが、公民館職員、それからふれあいセンター職員がおりまして、ふれあいセンターを事務室として借りて事務を執っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） そうなりますと、今公民館と呼んでいる旧江川分館は、何かあったときには館長なり教育長が責任を取ることなのでしょうけれども、ではふれあいセンターの場合には、公民館長はいたとしても、何かあってもそこは責任は負わなくていいということなのですか。要するにふれあいセンターの職員が責任を取ることになるのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員のご質問でございますが、ふれあいセンタ

一につきましても最終的には教育部門ということでございます。建物は違いますが、最終的に責任ということにつきましては教育長となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やはり旧江川分館以外に元役場庁舎の脇に公民館があって、それが解体されて、行く場所がないから、ふれあいセンターに入ったというような感じにしか聞こえないのです。江川分館は江川分館として今残っているわけですから、向こう遠いのですので、こちらで仕事をするほうがいいのでしょうかけれども、やはりその辺の管理責任というものに関してきちんとやるべきではないかなというふうに思うので、今後その辺の体系に関して少し考えていかなければいけないのではないかな。これ公民館にするわけにはいかないのでしょうか、ふれあいセンターというのは。それは、やっぱり造ったときの経緯があるから、いろんな利用にも制限があると昔聞いたことあるのですけれども、やはりその状況は変わっていないのですよね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員のご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、公民館ということになりますと、目的外使用ということになってしまいますので、こちらは公民館ということにはできないということでございます。農村振興のための触れ合いの施設ということで、ふれあいセンターという名前になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） どちらにしても、今役場に近いところに公民館がないということが一つの問題になっているのでしょうかけれども、公民館主催のいろんなことをあそこでやっていますよね。だから、その辺も含めて、やはりちょっとどうなのかなと思いますので、きちんとした考えでもって、もう公民館をどうするのかというのも含めて考えていかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、今後きちんとやはり体系をつくっていただいて、何かあったら館長が責任を負わなくてはいけないことも出てくるでしょうし、そういったときに会計年度任用職員でいいのかなというところもあるのです。やっぱりその辺も含めて考えていただきたいなと思います。これ答弁結構です。

次……

（「議長」の声あり）

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今の山名田議員の質問ですが、理解できますけれども、まず農林水産省事業でやって、建物が50年を経過しないと目的外使用にならない。それは、今25年ぐらい待ってでないと、公民館として使用できないということ。それから、事件、事故については、あらゆる建物は町の財産ですから、最終的には町長なのです。ただ、事業をや

っているときにけがをした、そういうものについては館長やふれあいセンター。併任辞令出ていますから、その責任は負ってもらわなくてはならないけれども、その建物の原因によって事故、事件が起きた場合は、やっぱり最終的には町長です、責任は。だから、その事故内容、事件内容によって全然違うということだけ申し上げておきますけれども、あと公民館事業については、ふれあいセンターで事業の場所を借りてやっているという解釈していただきたいと。いずれにしても、平成9年の4月開所をしたはずですが、ふれあいセンター。そして、9年の9月に役場なのです。そうすると、それから計算すると、20年弱になるのか、20年ちょっとになるか、9を引くと、今。それで、50年過ぎれば公民館としても使えるということですから、それを待っているか、あるいは公民館条例、これ公民館運営協議会なくしたのがおかしいのだ。やっぱり運営協議会で検討すべきなのです。古い公民館壊した時点でそれもなくなってしまったということは、私からすれば遺憾です、これは。やっぱりそこで協議してもらって、どうしようかという協議する場所がなくなってしまったから、こういう結果になるのです。だから、それはこれから見直しをかけて、どのように運営していくかと、ふれあいセンターと公民館、そのように決定することについて、12月の教育委員会にその他の案件として出していただきたいということを申し上げておきましたから、そういうことをご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君、よろしいですか。

○10番（山名田久美子君） はい。

時間がないですので、2つ目の質問に移らせていただきます。公共施設等総合管理計画について。町が平成29年3月に策定、そして令和4年3月に改定した公共施設等総合管理計画ですが、この計画期間も令和8年度までで、残すところあと1年少々となったところです。この計画の中における推進体制として、より効率的な管理、運営を推進する組織体制の構築を図るという観点から、公共施設等管理運営検討委員会を設置し、現在、1年で下郷町観光公社が指定管理委託契約を解除した三彩館や中山花の郷公園、大内宿食の館の今後の管理、運営等について検討を行っているものと思われま

す。同様に、同じく計画内の推進体制のフォローアップとして、PDC Aサイクルによりマネジメントに取り組むとされています。計画、実施、検証、改善、そして計画と繰り返されるものですが、この中における検証は、供給、品質、財務の観点から検証を実施するとなっております。財務の観点については、予算編成時に行うものと想定され、現在は令和8年度の予算編成に向けて作業中であると思われま

す。それには、供給や品質の検証が済んでいる必要があると考えま

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

大きな2点目の公共施設等の総合管理計画についてでございますが、この計画は、人口減少、財政制約の下で施設の老朽化対策と維持管理の適正化を図り、公共施設の総量の統廃合、再編成及び長寿命化等の対応により適正化を図り、将来にわたって持続可能な行政サービスを効率的に提供するための計画であります。平成29年3月に策定し、5年後の令和4年3月には個別施設管理計画との整合性を図り、現況データの更新を行い、改定しております。現在の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間となっているため、次年度見直しを図る段階にあります。また、令和7年11月26日には下郷町公有財産審議会を開催して、計画にある張平遊園地の解体について答申を得て、令和8年度予算にて解体費を計上する予定であります。議員おただしの検証につきましては、現計画期間の最終年である次年度改定時に関係課と連携を図り、建物の老朽化対策、利用率を含めた施設の必要性、財政面から見た長寿命化、更新、除却の妥当性について検証を行い、計画の見直しを図る予定となっておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。今後、町民サービスの向上とインフラ資産の長期的な維持管理を両立させるために、計画策定過程での情報収集と分析を丁寧に進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 再質問させていただきます。

検証は、次年度の計画見直し時に行うとの答弁なので、現時点ではこの総合管理計画でいう供給、品質、財務の観点からの検証は行っていないというふうに私は受け取りました。総合管理計画の58ページ、推進体制のフォローアップの実施方針として、PDCAサイクル、これはもう皆さん内容は知っているかと思っておりますので、詳しくは言いませんが、やはりこれらを使って評価を行い、それに従って計画を見直すというふうに明記されているはずなのです。そのため、この総合管理計画の推進実行に向けてCの検証を経てAの改善をするかどうかであり、計画見直しに際してのPDCAではないはずなのです。言い換えれば、このPDCAサイクルは毎年やらなければ何の意味もないものであり、やはり答弁のあった次年度の計画見直しの際に行うというのは、私はおかしいことであると思えます。特に廃止予定の施設に関しては、毎年の予算編成を行う際にCの検証を経て、廃止するかどうか検討するのではないのでしょうか。これについてどうなのか、お考えがあるのかお教え願います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議員もおっしゃるとおりですけれども、予算編成時には検証したものを予算計上している。それは、PDCAに基づいてやっているのではなくて、あくまでも検証して行って、その建物、施設等を検証して、これは十分に使えるよ、使えないよという判断をして、毎年予算計上している。ですから、このPDCAにとらわれずチェックをして、計画に沿っているかを確認しながら事業を進めていくというのが現在の予算の計上の仕方なのです。ですから、特別計画をしていないから、計画したから、施設を

建てたり、改築したり、取り壊したりするというのはなくて、町民が必要と認めればそれは続けていかななくてはならないし、町民が危ないと、危険だという感覚を職員が持ったならば、それは直していかなければ。大川ふるさと公園でも、やはりそういう施設が古くなったので、修繕、修繕ってかけている。建物でもそう。あくまでもその都度、その都度チェックして行って修繕をしていくということをしているわけなので、特別今答弁で申し上げたことについては、あくまでも29年に作成したものをもう一度検討してやっていると、チェックしてやっていると私が答弁したことであって、その都度毎年やっていることについては予算計上して、修繕なり、補修なりをしていくということでございますから、そういう解釈をしていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かにCの検証を経てという、PDCAサイクルという形でしょうから、そういう形なのでしょうけれども、検証はしていると、その都度予算に上げているということなのですが、昨日の説明のあった過疎地域持続的発展計画のほとんどの項目に公共施設等総合管理計画との整合性というのが入っているのです。令和3年9月には公共施設個別施設計画を策定して、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理したとあるので、この個別計画で更新時期及び費用見込みが整理されているという前提で、総合管理計画の検証状況などについて再度お尋ねします。

まずは、中学校の反対の登り口のところにある寄宿舍なのですが、これは10年後をめどに解体する方針となっております。来年、令和8年が最終10年目に当たるはずなのです。もうほとんど、いわゆるPDCAサイクルからいうと、供給としては現在もう使用されていないのです。品質として耐震性があるのかどうか、解体となった場合費用はどのくらいかかるのか、これ見込んでいるのかお尋ねします。特に中学校の通学路脇に立っていて、かなり中学生もそこを登下校しているわけなのです。建物の脇をすぐ通っているという状態にもかかわらず、放ってあるというのはどうなのかという、この辺についてお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、検証、それから予算計上についてご理解いただきたいと思いますけれども、過疎計画の個別施設の更新だとかというのは、過疎計画は、昨日の一般の答弁の中で、計画今までやってきたものを、関連したものを出してほしいというの、これ出しているはずなのですが、寄宿舍についてはそういう危険性があるので、ネットを張ったのです、近づかないようにということで。それから、過疎計画は、これ県を通じて国からお金を借りる過疎債の計画の策定ですから、これは毎年見直して結構なのです。ただし、見直ししても、取壊しします、危険ですよといっても、財源が必要なのです、財源が。壊すのには財源の補助がないのです、今。補助でも出れば、危ないところは壊していきたいですよ、それは気持ちとして。ですから、最低限の危険性のないようにしているだけで、入らないようにして、あとは町の物品を入れておくというような状態ですので、この公共施設等の総合管理計画の29年度版については、取壊しというこ

とが入っていますけれども、あくまでも財源がなければ、これなかなか難しい話なのです。ですから、最低限壊れないように補修しながら、そして全然使っていないものについては、役場関係の備品だとか、あるいは学校で使わなくなった机だとか、椅子だとかが多いと、あるいはいろいろなイベントで使う品物を入れておいてもらって、倉庫的な役割をさせていただいているのが今現状でございますので、そうしたことを踏まえながら、今後、また来年、8年度でそういう計画をつくる場合には、そういうことを踏まえながら計画を策定していけばと私は思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かに解体するにはお金もかかるということで、それは分かるのですけれども、いろんなところ、10年の計画を立ててやっている中で、やはり今ちょっと目につくのも、教員住宅の件に関してもそうなのです。あのとき、成岡は5年後をめどに、中妻、下中平は8年度をめどにということで計画を立てているわけですよ。ただ、これどちらもまだ残っていませんか。それから、町民体育館の、先ほども公民館の話出ましたけれども、やはりあそこも耐震性がないというのを前から言われていますよね。そういったことを考えると、本当に、先日青森を中心に大地震ありました。また、余震も続いています。そういう中で、耐震性のないこういった町民体育館をいつまで放置しておくのかとか、やはり予算上は厳しいけれども、早く早急に対応すべきではないかなというふうに考えております。

それとあと、例えば大内宿の水車小屋に関しては、地元行政区へ委譲できない場合は解体しますというふうに計画されていたはずなのです。それは、大内との交渉とかやっただろうだったのか。もう本当にあと1年で更新しなければいけない計画なわけですから、その辺、皆さん忘れていないことではないと思いますので、やはりそういったことをきちんと一つ一つやっついていかないと、お金がかかるからというだけでやっついていかないというわけにはいかないと思うのです。その辺、いわゆる成岡とか、その辺の計画というのはどこまで進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、教員住宅については、56年と57年、56年までの建物は耐震の査定というか、調査をしないと、57年以降はみんな建築はクリアしているのです。ですから、大丈夫。だから、体育館なんかはクリアしていない一つの例。多分教員住宅の弥五島にある分には大丈夫だと思います。それから、姫川にある、成岡にあるものについては、若干その辺のは調べてみないと分からないけれども、平家建ての場合は大丈夫なのです。2階建てに造った場合は耐震を調査して、駄目だとか、いいとかという判断ですが、その辺をちょっと調査してみてもいい話です。それから、体育館の耐震は、49年に建てていますから、クリアしていないのです。クリアしていないけれども、この前の3.11、要するに2011年の3.11、5強の地震来た場合も何ら損傷はしていない。ですから、それがクリアしたからいいのではなくて、耐震のお金はかかると思います。壊す前にやっぱり

耐震の計画をして、それは専門家に見てもらおうと大体分かるのです。この建物は、何度の地震が来たら倒壊しますよということの判断をまず金をかけないで、県の指定する先生方に見てもらおうということがまず大事な行事というか、事業としてのやり方。そして、これはやっぱり耐震のどのようになるか調べてもらったほうがいいよという結論になれば、それは調べて、どう運用するか、あとは教育委員会の判断で考えてもらおうという。ただ、町長としての考えは、まずその建築専門家の先生に見てもらって、この建物は震度何ぼならば倒壊しますよという結論が出るのか、いや、あるいは震度5強、5以下のものだったら大丈夫ですよというのか、その辺をちょっと私なりに令和8年度の計画に入れた場合のまず仕事としてやらせていただければ、おのずと結果が出てくるものではないかと思っていますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

（「はい、議長」の声あり）

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 大内にある駐車場にある水車小屋とバッテリーというのが2か所あります。水車小屋は、こっちは正面からどんなのか見えるのですが、バッテリーというのはその下に隠れていますので、ちょっと分かりづらいのですが、大内地区との協議は水車小屋は茅葺き屋根の練習というか、ためにお借りしたいということで、それは話が来ました。そして、バッテリーについては、非常に水の関係もありますので、これは取り壊していったほうがいいのではないかという考えであります。

以上です。

○議長（湯田健二君） 残り5分を切りました。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今、体育館についても町長より、今後の対応を見ていきたいと思えます。できるだけ、やはり町民体育館って結構まだ使っているのです。そういった健診のときに、江川地区はそこで健診したりとか、まだ使っている場所でもありますので、やはり早急に専門家に見ていただいて、本当に、意外と建物強いのかもしれないですけれども、やはりその辺安心して使えるというようなのが分かれば、もう我々も安心して使うこともできるのではないかと思いますので、その辺はやはり早急に対応していただきたいと思えます。大内のほうも分かりました。

あと、道の駅もごうについてなのですけれども、やはり駐車場とかも施設になると思うのです。いわゆる大内宿の駐車場も施設として計画に入っていないのは何なのかというのがあるのです。どちらも町の施設として運営しているのですよね。なので、その辺どうなのかなということと、やはり大内宿については、自動開閉機の設置、これ設計委託をして、調査もしたはずなのですよね。そういうことであれば、やはり計画の中に盛り込んでやっていくべきものなのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 駐車場の関係でおっしゃっていただきましたが、まず大内の駐車場については、設計委託からいろいろな事業をするために調査しながらやってきましたけれども、最終的には大内地区というのが、大内のほうでそれを使わなくてもいいということの結論。だから、私は逆に安心はしたのだけれども、だけれどもなかなかあそこで自動開閉機ということになると、造るのはいいのだけれども、台数が減っていくのです、はっきり言って、開閉機を造ることによって。では、バスはどのようにするのかとか、そういうことも問題があるのではないかと思うし、やっぱり1か所ばかりつけたって意味がないです、あそこは。そして、あの駐車場そのものは、協力金ということで使っているのです。協力、要するに駐車料金ではないのです。協力金をいただいて大内の宿場町の保存整備をしていこうというのが基本ですから、そこを取り違えて駐車場、駐車場という、駐車場で料金取っているようですが、町としての本来のお願いの仕方は、協力金ですよということをお願いしております。そうでなければ、町で運営しなければならないです、あそこは。協力金だから、大内に任せられる。

それから、道の駅の場合は、駐車場、これ民間会社といっても私が社長だから、民間の社長ではないけれども、あの駐車場もライン引きだとか、あとはそういう今の駐車場で支障がある場合は、それは町でやらなければ。ただ、増設する場合は、あそこは低いところから高く盛土して造っている場所なので、面積が増えたからといってこれやっても、今の施設のキャパが決まっているのです。50人も入れればそれでもう十分なのです。あとは、ソフトクリーム食ったり、農産物買ったり、外で買うのは十分それはいいのですが、あそこの食堂で物を置く、テラスで物を置くというのは、せいぜい50人も入れれば御の字。だから、駐車場の整備はやはり実行することはない、設置することはちょっと考えるべきだと、私はそう判断しています。

○議長（湯田健二君） 所定の……

○町長（星學君） 以上です。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 所定の時間を超えております。

答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志、一般質問をいたします。

D X、農業、観光について。町長就任4期目におきまして、これまで進捗が十分ではなかったとの町民の厳しい意見を、3つの分野について具体的な質問をさせていただきます。国を挙げてデジタル化が加速する中、当町では残念ながら、行政手続のオンライン化や地域におけるデジタル活用において、近隣自治体から遅れを取っているとの声が町民から多く聞かれます。

1、まず町長ご自身は、これまで当町のD Xが思うように進まなかった要因をどこにあると分析しておられますか。

2、その分析を踏まえ、この4年間でDXをどのように加速させるお考えか、具体的なロードマップをお示してください。特に行政サービス面で、行かない役場、書かない窓口を実現するための目標年度と具体的な手法、高齢者などへのサポート体制の構築、産業振興面でDXを農業や観光の活性化にどう結びつけていくのか、以上3点について町長の明確なビジョンをお聞かせください。

農業の再生について。当町の基幹産業である農業は、後継者不足と耕作放棄地の増加という構造的な課題に直面しており、町の存続そのものに関わる喫緊の問題です。

1、これまでの対策が必ずしも十分な成果を上げてこなかった現状を踏まえ、この4年間で当町の農業を守りから攻めの農業へと転換するために、どのような全く新しい手を打たれるおつもりでしょうか。具体的には、スマート農業の導入や農地集約化を加速させるための具体的な方策等がありましたらお聞かせください。

観光振興について。当町には豊かな自然や歴史、文化というすばらしい観光資源がありながら、滞在時間の延長や消費額の増加につながっていません。

1、町長は、これまでの観光政策の何が課題で、なぜ観光客がお金を落としてくれなかったと分析されていますか。

2、インバウンドを本格的に取り込むため、この4年間でどのような新しい観光戦略を描いておられますか。例えばターゲットとする客層を明確にした上での魅力的なコンテンツ造成、SNSを活用した戦略的な情報発信と近隣市町村との広域連携、観光で得た利益を町民の所得向上につなげるための仕組みづくりについて、具体的なお考えをお聞かせください。

DX、農業、観光、いずれも町の未来を左右する重要なテーマですが、その推進には財源と専門人材が不可欠です。限られた町の予算の中で、これらの重点分野にどのように財源を配分していくのか。また、役場内部の職員だけでなく、外部から専門家を登用するお考えはございますか。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目のDXでございますが、令和2年12月、国においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すべきデジタル社会のビジョンとして示されております。全国的にも行政サービスのデジタル化が推進されており、行政手続の簡素化など行政事務の効率化が期待され、本町においても取組を進めているところでございます。具体的には、令和5年度から納税に関してのeL納付の取扱いを開始いたしました。これは、金融機関等に行かなくとも、個人のパソコンやスマートフォンから地方税共同機構が運営する地方税お支払いサイトにアクセスし、クレジットカードやスマートフォン決済のアプリを利用したキャッシュレス納付ができるサービスになっております。また、国の地方公共団体情報システム標準化に関する法律に基づき、

基幹系システムにおきまして、本年11月から標準準拠のシステムを稼働したところでございます。これにより、システムの調達や運用の負担軽減による人的労力の軽減や、経済性やセキュリティを担保された業務システムを運用することで、コスト削減につながると期待されております。以上のことから、議員からおただしのあった遅れを取っていると、思うように進まなかったとの認識は持っておりません。限られた財源の中で、費用対効果を見極めながら、引き続きDXに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、書かない窓口等の行政手続のデジタル化が進むのは、職員の負担軽減など業務効率化が見込まれますが、高齢化が進む本町にとって一方的にデジタル化を進めることは、サービス格差を生じさせることも考えられますので、住民サービスの観点から、導入に当たっては慎重に進めなければならない点もあろうかと思っております。町といたしましても、全国的なデジタル化の進展や住民サービスの向上、職員負担の軽減を図る観点から、DXの推進は必要不可欠であると考えておりますが、導入時だけではなく、経常的に多額の経費がかかるものと推測されますので、今後、国や県の財政支援等も勘案し、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の農業再生でございますが、議員のおただしのとおり、本町の基幹産業であります農業は、高齢化による離農、後継者不足による荒廃農地の増加が喫緊の課題であり、町農業振興の維持は非常に重要なものと認識しております。これまでも町や町農業再生協議会が主体となり、多くの補助制度を活用しながら支援してまいりました。特に就農を希望する方には、青年等の就農計画の認定により町の認定新規就農者として、町と県が連携してフォローアップすることで新たな農業者の確保に努めた結果、昨年度から今年度にかけて新規就農の相談が8件ありました。このうち1件が認定新規農業者、そのほか6件が新規就農に向けて支援しているところでございます。また、担い手となる農業法人や認定農業者、認定新規就農者への農地の集積、集約化などや、町独自で実施しています町農業再生協議会頑張る農業支援事業では、町内の個人農家も含め多くの農業者を支援すべく、様々な事業を創設し、農業情勢や農家の意見を反映しながら、事業の新設や見直しなどを図っております。令和6年度交付実績が1,021万9,121円、令和7年度の途中でございますが、12月10日現在で661万8,630円の交付と、町の農業振興においても一定の成果は現れているのかと思っております。

次に、農業分野のDX化、スマート農業の導入でございますが、中山間地域における農業DX化は、生産性向上や労働力負担の軽減、担い手不足への対応において極めて重要であると認識をしております。しかしながら、現状ではこうした農業のDX化の普及が十分に進んでいない状況であります。主な要因としては、町の認定農家全体の約62%が65歳以上、平均年齢64歳と、ICT機器の操作への不安が大きいと思われれます。スマート農業を整備したいという要望が少ないことや、GPS農業やセンサー類の初期導入費用が非常に高額であること、中山間地域特有の補助条件により機器が十分に活用できない場合も想定されることなどが挙げられております。今後、農業のDX化を進めるに当たり、国や県においてもスマート農業技術の導入支援に関する補助事業の拡大や、ス

マート農業普及啓発セミナーの開催などが進められてきておりますので、町といたしましては最新の補助制度の動向を注視しながら、積極的に補助事業を活用して、現場で実際に使えるDX機器等の導入を後押ししていきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の観光振興でございますが、まずこれまでの観光政策の課題等を分析していますが、日帰り客が多くて、周遊性の不足による短時間の滞在となっていることが観光客1人当たりの消費額増加につながってこなかった最大の課題であると分析しております。課題の要因としては、宿泊施設の不足や、夜間や悪天候時でも楽しめるコンテンツの欠如、体験型サービスの開発の遅れ等が挙げられ、これらにより観光客は主要な観光地を訪れた後、すぐに次の目的地へ移動してしまう傾向が強かったと考えられます。これらの課題を克服し、観光を町の基幹産業として確立するため、観光を点から面へ広げる戦略を推進し、ターゲットについてはあえて特定の層に限定せず、あらゆる層の観光客を対象に、本町の魅力のある豊かな自然や伝統文化など、地域に根づく資源の掘り起こし、磨き上げを行い、コンテンツの充実を図ってまいりたいと考えております。さらに、SNSを活用したビジュアルコンテンツを継続的に発信し、会津若松市や南会津地域などの近隣市町村との広域連携を強化して、本町を周遊ルートの中核として組み込むことで、観光客の誘致拡大を図ってまいりたいと思っております。

また最後に、DX、農業、観光分野に関する専門人材の登用でございますが、現時点では具体的な計画等はありませんが、可能性を否定するものではありませんので、ご理解をいただければよろしいかと思っておりますので、よろしくご理解ください。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） まず、DXの点から質問させていただきます。

行かない役場として、今現在どのような手続きがオンラインで下郷町では可能になってくるのか教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） では、先ほどもちょっと第1質問の答弁にお答えしましたが、今国で進めているDX、要するに今年度から導入しているものについての項目が20業務あります。これを今後進めていかなければならない。行かない窓口、要するに今やっている町村のデジタル化は見直しかかってしまうのです。窓口に行ってやるものをまた変えなければなりません。国が統一化している。標準化というのですが、これをやっぱり進めていった町村も、それはしようがないと。我々は今、今年から始まる、今後始まるということなのだ。ですから、年間700万円かかって、証明書をもらうのに3,000円もかかるということでは、町民のサービスにはならない。むしろ、窓口に来てもらって500円あるいは350円で交付していくのが、デジタル化によって3,000円取られますということの計算になると、それはちょっと考え物だなと、こう思いませんか。私は思う。だから、今後、今年の年度から始まった国の標準化に基づいて進めていくことが大切ではないかと、こ

う解釈します。ぜひその辺は、いいとか悪いとかではなくて、町民が負担するのは、それは納税であったり、あらゆる使用料であったりすると、その持ち出し分が要するに証明1つで3,000円になるのか、500円になるかの差なのです。ですから、国が進めていく標準化については、今後私のほうではやっています。20品目になると、住民基本台帳、戸籍、戸籍附票、印鑑証明に国民年金、選挙人名簿、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、障害者福祉、後期高齢者、介護保険、児童保険、児童扶養手当、子ども・子育て支援、生活保護、健康管理、就学、あらゆるもののシステムが入ってくる。これを進めていくというのが今標準化、全国的に標準化しているということなのです。ですから、先に実施している町村もそれに切り替えなければならない。ですから、その切替えの手数料はかかる。ここで申し上げますと、その切替えの手数料だけでなく、私のほうで調べた中でも、補助事業、今度の7年度でやるやつが7,000万円ぐらいかかる、たしか。何ぼかかる。

(「6,800万です」の声あり)

○町長(星學君) 6,800万円。そのうちの補助事業が4,200万円か。では、それ以外の金は町の持ち出しなのです。それを今、国に対して、デジタル化の標準化なのだから、それを国で認めてくださいというのが私たちの願いなのだ。ですから、そこまでしても、今までやってきた市町村は直さなければならない。その経費は、全部下郷町と同じことになるのです。ですから、デジタル化については焦らず、急がず、やっぱり国の事業を入れていただいて、国の金を使っていただいて住民のサービスをしていくということがこれから大切というか、我々考えていかななくてはならない。極端に言えば、500円のを3,000円で取るということなのです。2,500円はほかの税金で出していると、そういう解釈、俺はするのだけれども、どうでしょうか、皆様。

以上です。

○議長(湯田健二君) 8番、星和志君。

○8番(星和志君) そういった理由だったのですね。二度手間ということですよ。そして、お金がかかる。その理由が分からなかったのですが、町民に、隣町では住民票をダウンロードできるのに、ダウンロードしてコンビニで出てくるのに、何で仕事を休んでまで、今所得アップと言っているのに、そんな遅れているのだということも指摘されたので、そういった理由があると伝えておきます。分かりました。では、DXは分かりました。

では、農業について。ICTなどは十分に進んでいないということでしたが、こちらのデジタル化とかも、やっぱり農地の集約や圃場がされていないと、十分な機械も十分に働かないと思うのです。その集約化や圃場を、そういったことを町の単独の費用で整備することというのは、やっぱり難しいとは思っています。それって例えばどのぐらい事業費がかかるのかとか、町単独でやる場合、何かあまりとらわれない補助とかというのはあるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長(湯田健二君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問ですが、中山間地域はやっぱり傾斜区域で、多目的に使わせてもらって管理していただいているのですが、なかなか圃場整備というのは金がかかるので、単独でやる事業というのは非常にリスクがかかってしまうということと、やっぱりこれは国の補助制度でやっていくということが基本でないと、町独自で圃場整備やるということは難しいと思います。やっぱり国の予算を使って、面積の見直しをして、そしていかに農地を維持していくかということが一番いいのではないかと私は思っています。単独事業については、今農林課長が調べてあれば何か答弁できると思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほど町の単独事業ということでお話があったのですが、お金に糸目をかけなければいいのかという感じでおります。ただ、実際にその整備をする事業が、エリア、面積等々にも、あと工事の内容にもよりますが、通常10億円の金額というものを目安として考えておりますので、そのお金を町単独で支出するとなると、多分ほかの事業全かもって機能しなくなるのかなという感じでおりますので、今ほど町長がおっしゃったように、例えば今大松川のほうで進めている事業であれば、中間管理機構を利用した、要は地元の方々が負担金を払わずに済むという事業がございますので、今はそちらのほうで国のほうも進めているということもありますから、すぐにそれがどこでもという形にはならないかもしれませんが、町としてはそちらのほうを進めているというような状況ですので、ただ時間のほうはちょっとかかるかなという考えでいますので、よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 中間管理機構ですと七、八年かかってしまうので、やっぱりスピードが大事かなと思ってこの質問をしたのですが、大まかに10億円かかるとしまして、これを10分の1ずつやっていくとかという、そしてそうなれば町の仕事がまた、土木業者ですかね、とかが増えて、より新しい産業が増えるのではないかなと考えて、可能なら、やる気があるならできるということで、少しずつでも進められれば、農業従事者や土木業の仕事が増えるのではないかなと思って質問しました。

そして、これ過疎計画、過疎債を借りてやれば、7割次の年交付税で入ってくるというシステムがあるようなのですが、それを使ってもやっぱり財政的には難しいということなのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、和志議員のおっしゃっていることは十分承知はするのですけれども、やはり圃場整備をしたい、していただきたいという行政区、あるいは農地を持っている人たちが真剣に考えていただくならば、そういう事業も展開できると思いますが、基本的には補助事業の場合は、やっぱり国の中間管理機構の制度に基づいてやっていくというのが私は今後の財政上からしてもいいのではないかと。

それから、過疎債を使ってやるということは、確かにそれは一つの手なのですが、過

疎債、この前調査しているのでは、要するにいろいろな生活環境面の過疎債が、十分にそれで借りているのです。公債費比率の中で6%ぐらいになっているのです、予算の総枠の。ですから、それ以上は無理だと私は思うのです。そのために基金を積んでどうのこうのとすることについてならばできますけれども、今基金に回して100万円、200万円回したからって、10分の1の1億円は出ないと思うのです、なかなか。そうした考えでいけば、やっぱり中間管理機構の仕事でやっていくと、それまではみんなして頑張っただけでやっていこうと、農家の人は。そういう考えしかないと思うのですが、なるだけ早めに認めてもらおうと、承認してもらおうと、国からしてもらおうということを私は働きかけていきたいと、こう思いますので、その辺はご理解ください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 産業のためにも、ぜひ圃場をどんどん進めていってもらいたいと思います。

では次、観光について質問いたします。SNSやビジュアルコンテンツを発信していくということですが、やはり動画とか画像だと、全て美しいものしか映らないのです。そして、やっぱりそれはよくて、来てがっかりすることにならないよう、観光地には景観条例を制定して、来て動画に映せるような、どこでも映せるような、アップされるような景観を町で補助しながらつくっていくべきではと考えます。これ、一般質問で前も言っていたのですが、湯野上地区に湯煙出したりとか、そういった、窓に格子をつけたりとか、色相を決めたりとか、そして町内はまれに見る飲食店がおいしいお店ばかりなのです。だから、こういうものの企画、PRをしてほしいなと思っていて、さっき町長が婚活事業に力を入れていくと、そしたらこれはしご酒できるのではないかなと思って、そして湯野上地区に泊まっていただくと、それがいいなとさっき思いました。そして、やっぱりこういったことをすることによって、要は景観形成をしたりすることによって、職人というか、事業者にもお金が回り、地域の活性化になるのではと考えました。そして、こちらも総合計画や過疎計画にも美しい景観の整備とありましたので、町長、どうですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 観光振興については非常に私も関心があるので、ぜひそういうビジュアルコンテンツばかりではなくて、いろいろな、景観条例から、景観のほうから人が来て喜んでもらえる、ああ、いいところだねということをやったりやっただけでいいから、宿泊数が少ないと思うのです。ただ、少ない、少ないだけでは駄目なので、そういういろいろな事業を取り組んでやっていくというのが私の考えなので、何とか一つ一つクリアしていくためにも、湯野上に駐車場を造ったり、あるいはそこに観光案内ができる場所とか、いろいろな広場を、やっぱり日本の国というのはあんまり広場がないのだ。会津若松市内に行ったら、広場というのは会津球場の後ろのほうにちょっとあるぐらい。中心部に広場がないというのは日本の特徴なのだ。だから、そういうところを造ってやる、そこでお茶飲みでもする、婚活事業もできるというようなこ

とをやっけていかないと、若い者が注目しません。ですから、そのためにも一つ一つ事業を展開していくということが大切だと思っていますので、ぜひこれからの観光振興についてやっぱりみんな考えてやっけていくと、やっけてもらおうと、そういうことにしていきたいと思っています。ぜひ観光地の皆様方も協力していただきたい。ただ観光地に来て、そばを食って帰っていただけでは駄目だと私は思うのです。限度がある。やはり大内なら保存整備をちゃんとしっかりやると、修景事業をやっけていただくと。空き地をどうするのだ、空き家をどうするのではなくて、それをどのように展開していくかと。大内の一つの例として、あそこは選定区域ですから、そういうところをやはり公社と一緒に進める。財団法人があるわけですから、そういうところと一緒に進んで、町は協力して修景事業をしていくと。湯野上については、広場を含めて観光案内場所、宿泊の案内場所、そのよさ、源泉のよさ、そういうものを、景観のよさを、あそこはよいところですから、そういう景観に基づいて、条例などつくらなくても、こういう景観がいいなということであれば、それはかなり魅力的な温泉地になると考えておりますので、ぜひご協力いただければ、私もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 答弁ありがとうございます。

1つだけちょっとイメージ湧かなかったのですが、お聞きしたかったのですが、点から面へ広げる戦略って、理想としてはどういった形になるのですか、町長の理想としては。点在する観光地を面と捉える……

（何事か声あり）

○8番（星和志君） お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） よくこの観光振興の中で、点から面へという言葉使うのだ。1つは大内宿があります、湯野上温泉あります、観音沼あります、塔のへつり、これが点だとすれば、それを面として扱う場合は、ただいろいろなイベントで考えるならば自転車に乗って回ればいいわけで、面だ。そういう事業もやっけています。だけれども、それを観光客がどのように見るか、見ないかによって全然違うでしょう。では、点、大内宿見ただけで銀山温泉へ行ってしまう、あるいは仙台空港へ行ってしまう、新潟空港行ってしまうと、それはほんの大内宿の点だけだから。だから、下郷町の面として扱うならば、湯野上温泉と大内のバスをやっけていとか、駐車場できたのだから、あそこにバスを回すとか、塔のへつりバスを回すとかということをやっけていけば、面になるのではないかという考えは私は思っています。ですから、その点と面はそういうことだと私は感じております。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 分かりました。ありがとうございます。私も考えております。

そして、この農業と観光の総括として、やっぱり今やらなければならないものは、い

ち早く投資効率がいいものを選んで投資していくべきだと思います。今までの投資の仕方だと、何か見ていると一石一鳥ぐらいにしかなくなっているような施策ばかりだったような気がしますので、やはり投資して、バックがあって、町が盛り上がるような、一石二鳥のような費用対効果の高い施策を実行していただきたいと思います。

そして、人材に関してなのですけれども、人材の登用については計画はないとありましたが、これらの事業を進めていくには、町内の人だけではスピード感が遅くなってしまっておそれがあると感じています。そして、もし専門員を置いたとなれば、国や県からの補助があるのか、そしてその人材には幾らぐらにかかるとか、分かれば教えていただきたいです。それで、磐梯町では2019年からデジタル責任者というのを置いていて、去年にはその人が副町長にまでなっているのです。やっぱり早くやっているところは早くやって、成果を出している、ちょっと成果は調べていなかったですけれども、出していると思われるので、だからそれ幾らぐらにかかるとか、補助はあるのかお聞きしたいです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） これは、課長に答弁させるものもあるのだけれども、人材の登用の幾らかかっているの。

あと、最後の質問から答弁していくと、ほかの町のこと言っただけだな。そんな財政余裕がないです、実際言っただけ。それは、確かにふるさと納税いっぱいもらっているけれども、それはない。観光客だって少ない。それは承知の上で質問しているのだから、私が考える限りでは、全会津地区においても観光客が入っているのは下郷しかない。あと、若松市もそうだ。それは来ていますけれども、費用対効果といいますけれども、なかなか観光面で費用対効果というのは、実質総生産額が出てこない限りは、それは費用対効果が出てきたか、出てこないかというのは分からないのです。ただし、今南会津地方で総生産量、金額というのは、公共事業だけなのです、高いのは。それから、次が地方公務員なのだ。観光事業は第3位になっている。要は下なのだ。はっきり言って、そういう地域なのです。だから、費用対効果と言われると非常に困るのだけれども、しかしそれに観光地として、下郷町は農業と観光地で、だからそこに予算投資はするのは当然なのです。だから、その後は、総生産量を上げるのは自前の建物であって、建物、考え方であったり、そういうことをしていただくということを私は望んでいる。だから、入るところは70%ぐらい入ってしまうのだ、年間で。入らないところは10%ぐらいしか入らないところもある。だから、それを平均化するように底上げしなければならない。では、底上げするにはどういうものが必要かということなのだ。費用対効果でこれは駄目だよって、投資しても駄目だよと削るにはならない。やっぱり自分たちが努力するということが1つ言える。

それから、それをスピード感持って、人材の件だけれども、人材登用も、令和8年度の町の採用試験に高校、大学生の応募者1人しかいなかった。はっきり言って残念なのです。しかし、これ宣伝が悪いのか、下郷町では仕事をしたくないのかと、そういう考

えではなくて、高校生は上の大学行ってしまう、専門学校行ってしまうということで応募がないのかなと思っていますし、大学生の場合は、要するに昔と違って、今はもう人材なのだから、大学2年生頃からも企業がその人を雇用するために、どんどん、どんどん折衝しているのです。ですから、大学卒業、2年頃になるともう大体会社が決まっているような状態が今の日本の雇用形態なのだ。だから、下郷町の役場を受けるなんていうことは、到底ちょっと考えられないのかなと思う。企業のほうがましてや景気がいいので、給与体系がいいでしょう。そういう面では、やっぱりちょっと地方の自治体は厳しいなど。ましてや下郷町においての募集、採用公募をしても応募がないということを残念だと思いますが、何といたっても人材登用についての考え方は一向に進んでいないというのが現実的ではありますが、それを諦めないで、観光資源にしても何にしても十分にそろっているわけだから、そういう人材を発掘して勤めていただくように努力していきたいと思います。一つの例として、観光公社で募集かけると非常に応募が多いのです。役場で公募するとなかなか出てこない。こういう現実なので、おかしいなどは思っているのですが、そんなことをひとつ、余計なことを答弁しましたけれども、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 残り5分切りました。質問者、答弁ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 今、専門員の置いた場合の費用と補助はあるのかというところ、何か分かれば。そして、そういう専門員は普通の職員より高いのか。分からないですか。ICTとか。これから導入しなければいけないから。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員の専門職としての採用というふうな部分になるのですが、質問の趣旨とはちょっともしかしたらずれる可能性もあるかもしれないのですが、市町村のDX分野につきましては、なかなか市町村がその分野において手が届かないという部分がございます、県の支援措置がございます。ICTアドバイザー派遣事業といたしまして、県の予算を使いまして、県内にあるIT系の事業所から市町村に派遣を行っているというふうな事業ございます。こちらには、町の予算は一切支出はしておりませんで、100%県の予算というふうなことで取組を行っております。参考までに、6年度につきましては、先ほど議員からご質問のありました行政手続のオンライン化の研修を職員向けに行っております。町長の答弁にもございましたとおり、システムの標準化が今年度予定されておったものですから、具体的に進めてはいなかったのですが、今後、標準化11月に移行が終了しましたので、順次手続のほうが進んでいくものと予定しております。今年度につきましては、個人情報保護評価書というふうなものがございまして、こちらの見直し作業をそちらの専門員のお力を借りて作っているというふうな作業中がございます。なかなか町の採用というふうになりますと、当然、先ほど町長からもお話がありましたとおり、給与体系が全く我々とは違う次元の給与体系

の高さになりますので、採用という形になってしまいますと、なかなかちょっと難しいのかなというふうな印象を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 終わりですか。答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい。ありがとうございました。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月17日は議案思考のため休会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12月17日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は12月19日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦勞さまでした。（午後 2時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月16日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会12月議会会議録第3号

招集年月日	令和7年12月15日			
本会議の日程	令和7年12月15日から12月19日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和7年12月19日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和7年12月19日	午後0時17分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐藤 勤	5番 猪股 謙喜		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長 大竹 浩二	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 玉川 清美	農林課長併任 猪股 朋弘 農業委員会事務局長
	参事兼建設課長 玉川 武之	会計管理者 室井 俊之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 玉川 和哉	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会12月会議議事日程（第3号）

期日：令和7年12月19日（金）午前10時開議

開 議

- | | | |
|---------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第23号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 2 | 議案第24号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議案第25号 | 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 4 | 議案第26号 | 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 議案第27号 | 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） |
| 追加日程第 1 | | 町長提案理由の説明 |
| 追加日程第 2 | 議案第28号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 追加日程第 3 | 議案第29号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 追加日程第 4 | 議案第30号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 追加日程第 5 | 議案第31号 | 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第 6 | 議案第32号 | 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 追加日程第 7 | 議案第33号 | 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第 8 | 議案第34号 | 令和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 追加日程第 9 | 議案第35号 | 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） |

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第23号 教育委員会委員の任命について

○議長（湯田健二君） 日程第1、議案第23号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 町長から提出のありました高橋氏について、反対するものではないかと存じます。私もこの方はずっと前から存じております。ただ、教育委員の構成についてお伺いしたいのですが、ちょっともう何年もやっているとかあやふやになってしまっていて、教育委員会というのは、学校教育、それから生涯学習や社会教育、芸術文化や文化財、そしてスポーツの分野、あらゆるところを管轄することになるかと思うのです。その中で、教育委員はあらゆる分野からの意見を集約するために人材が必要になるかと思うのです。現在の教育委員のメンバーはどのような分野からの選出なのか、ちょっとそれお伺いさせていただけないでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの10番、山名田議員のご質問でございますが、構成人数は4名ということで、その中で学識経験者ということと、あと保護者代表という形での代表という形ではありますが、それを網羅した中で4名ということでこちらのほうでお伺いしておりますが。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 教育委員というのは、4名ということでよろしいのですね。現在、先日説明がありました佐藤正文氏が辞任するというので新たな選任になるわけな

のですけれども、ただこの中で、高橋氏は元教員ということ、それから現在お一人、元教員いらっしゃいますよね。ほか2人がこれでいくと学識経験者になるのか保護者代表になるのか、そういう形になるかとは思いますが、やはり教育委員会の半数以上が学校教諭OBという形で選出される形になってしまうのですけれども、学校教諭のOBを否定するわけではないのですけれども、あまりにも学校教諭の色が濃くなってしまうかどうか、その辺ちょっと危惧する部分もあるのですが、その点、町長はどのようにお考えなのか、町長にお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律の任命の中には、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから地方団体の長が議会の同意を得て任命するということになっております。ですから、学校長上がりだとか、学校教職員上がりだとか、あるいは一般人上がりだとか、一般社会から選ぶということではなくて、あくまでも私はこの法律に従って、人格が高潔で教育、学術、文化に関して識見を有する者という解釈で議会に同意をいたしておりますので、それはよろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かに法律があって、そういう形になるのかとは思いますが、やはり我々、教育委員会以外にも社会教育委員だとか、そういった教育に携わるメンバーもいるわけなのですけれども、ただ教育委員会となるとやはり子供、児童生徒に直接関係してくるところがございますので、その人格と言われるものが本当に素晴らしい人格であって、児童生徒のためになる運営をしていくのであれば納得するのかなとは思っています。この方に関してどうこう私は申し上げるつもりありません。ずっといろいろ教育委員会、学校教師、それから教育委員会のほかのところでもやってこられた方なので、特にどうこうはないのですけれども、やはりそこを今度まとめていく教育長も皆さんと一緒になって児童生徒のことを考えていって、よりよい教育体制になっていくような教育委員会を望みます。その辺よろしくお願いたします。答弁は結構です。

○議長（湯田健二君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第23号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 教育委員会委員の任命についての件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第2、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。

それでは、議案書の2ページをお開きください。議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、仕事と介護、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書3ページと新旧対照表1ページをお開きいただきまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第8条の4第2項では、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限といたしまして、3歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子へ、超過勤務の免除対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

新旧対照表2ページになりますが、第17条の2、第17条の3では、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備といたしまして、家族の介護の必要性が生じた職員から申出があった場合、その職員に対し、制度の周知と意思確認及び介護両立支援制度が利用できるための勤務環境を整備するための規定を加えるものでございます。

第17条の4第1項から第3項では、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備といたしまして、妊娠、出産等について職員から申出があった場合、その職員に対し、制度の周知と意思確認、出生時両立支援制度及び育児期両立支援制度が利用できるための勤務環境を整備するための規定を加えるものでございます。

議案書3ページから4ページにお戻りいただきまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明した内容で改め、4ページ下段の附則でございますが、第1項では、施行期日を一部を改正する条例は令和8年4月1日から施行し、次項から第4項までは、公布の日から施行するものであります。

附則の第2項から第4項までは、経過措置について規定し、この条例施行の日前において行われた意思確認及びその講じられた措置につきましては、施行日以後は改正後の規定により行われたものとみなす規定でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） この条例の設定は、職員は会計年度任用職員も含まれるのかということと、あと17条の2の、下のほうなのですけれども、当該職員の意向を確認するための面談とは、面談は誰が行うのかということと、17条の3の（1）、研修の実施とあるのですが、これは全職員が研修をされるのか。

あと（2）でいくと相談体制の整備とありますが、こちらはこういった相談体制になれるのか。

あと（3）の勤務環境の整備に関する措置とあるのですが、こちらは現在どんな勤務環境であって、どのように整備されるのか。

この5点お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、最初の質問、会計年度任用職員は含まれるのか、こちらは含まれるという解釈でよろしく願いいたします。

続きまして、面談は誰が行うのか、こちらにつきましては主管課が人事管理の総務課総務係になりますので、そちらのほうで体制を整えて行うという形になります。

研修の対象者、こちらにつきましては該当者のみという形になります。

続きまして、相談体制の整備、こちらにつきましては介護と育児、分けて考えておりました。育児につきましては、妊娠をした方につきましてこちらからお声かけをさせていただくということが前提となります。プラス介護のほうにつきましては、40歳を迎えた時期に制度の周知を行いまして、まず制度の周知を行うと。それ以外につきましては、対象者のほうから希望があった場合にその説明をその時期に、必要な時期に行うという体制を取ることになります。

勤務環境の整備に関する措置とは具体的にどういうことかということですが、勤務環境全般を指すものではございますが、具体的にと申しますと、一番分かりやすいものと言いますと、超過勤務の対応になろうかと思えます。説明の中で申し上げましたが、今回の制度の中で対象者を育児を行う子供が3歳から就学前まで引き上げられまして、そういう方につきましては超過勤務等の免除並びに時間の制限の配慮を行うような中身となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ありがとうございます。

あとまたちょっと分からないところあったのですけれども、新旧対照表で8条の4は、こちらは育児の人が小学校就学前であって、17条の4の妊娠、出産についてのほうでは、4の2の（3）ですか、対象職員の3歳に満たない子とあるのですが、こちらはかぶっているのですか。何か理解がちょっとできなかったのですが、教えてほしかったのですが、妊娠と育児、それとも内容が違うのか、ちょっと読み解けなかったのですが、教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

超過勤務に対しましては、先ほど申しましたとおり、3歳から就学の始期に達する前までという形に今回変更になりました。確認なのですが、議員言われたのは17条の4で3歳って出てくるのはということで、これは超過勤務に対するものではなくて、育児休業の取得に関するものでございます。先ほどの答弁では一例を申し上げましたが、妊婦さんとか小さい子供がいらっしゃる方に関しましては、超過勤務以外にもいろいろ配慮するような項目が多々あるのです。育児休業の部分も取りやすいような環境整備という意味合いでここに明記してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第26号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第27号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第3、議案第25号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第3号）から日程第5、議案第27号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

本案について、議案の説明を求めます。

議案第25号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第26号につきましては健康福祉課長、玉川清美君、議案第27号につきましては建設課長、玉川武之君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書5ページをお開きください。議案第25号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ857万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億7,681万円とするもの

であります。

補正の概要でございますが、本補正につきましては、各事業の精査による見込額及びその財源の計上など所要の補正を行い、また令和8年度予算計上を予定している事業の円滑な執行等を目的とした債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明申し上げます。15ページを御覧ください。1款議会費でございますが、議会人件費の精査により、報酬及び職員手当等の合計で168万4,000円を減額するものであります。

2款総務費でございますが、合計で1,018万4,000円を増額するものであります。1目一般管理費では、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度対応に伴う職員給与システム改修委託料66万円を計上しております。

5目財産管理費では、今後の見込額の精査により、役場庁舎の冷暖房用等の燃料費83万3,000円を増額計上しております。

6目企画費では、見込額の精算により、ふるさと納税返礼品に要する経費を報償費、役務費及び委託料の合計で66万6,000円を増額し、16ページを御覧いただきまして、15目ふるさと応援基金積立金において、利子相当額との合計で235万7,000円を増額計上しております。

また、歳入におきましては、13ページを御覧いただきまして、17款寄附金、3目ふるさと応援寄附金300万円を増額計上しております。

15ページにお戻りいただきまして、8目交通対策費では、事業費の確定により、地方路線バス運行委託料を213万1,000円増額計上し、歳入におきましては、13ページを御覧いただきまして、上段、15款県支出金、1目総務費県補助金におきまして、市町村バス運行費県補助金84万9,000円を減額し、下段に移りまして、18款繰入金、5目過疎対策基金繰入金を300万円増額しております。

15ページにお戻りいただきまして、9目下郷ふれあいセンター費では、空調機更新に係る施設修繕料を346万5,000円計上しております。

16ページの3款民生費でございますが、合計で241万円を増額するものでございます。1項社会福祉費、3目老人福祉費では、介護保険特別会計における見込額の精査により、介護給付費等に係る繰出金を192万円増額計上しております。

2項児童福祉費、6目ひとり親家庭医療費では、見込額の精査により、ひとり親家庭医療給付金を49万円増額計上しております。

6款農林水産業費でございますが、合計で106万円を増額するものでございます。1項農業費、1目農業委員会費では、農業委員行政視察の実施計画を翌年度に変更したことにより、研修旅費を69万6,000円減額しております。

17ページを御覧いただきまして、3目農業振興費では、今年度、報償費対象鳥獣の捕獲見込み頭数の増加に伴い、下郷町鳥獣対策協議会補助金を69万1,000円増額計上しております。また、補助要件の変更により、当初予定されていた全地区が補助対象外となったことから、地域集積協力金を372万2,000円減額し、13ページ、歳入におきまして、15款県支出金、4目農林水産業費県補助金では、同額の372万2,000円を減額しております。

17ページにお戻りいただきまして、7目市民農園費では、ニホンザルによる農作物被害が拡大しているクラインガルテンにおいて、次年度に向けた対策として、ワイヤーメッシュ柵設置に係る備品購入費185万3,000円を計上しております。

2項林業費、3目治山林道費では、見込額の精査により、林道等維持補修工事請負費を222万4,000円減額し、14ページ、歳入におきまして、21款町債、4目一般単独事業債の緊急自然災害防止対策事業債を240万円減額しております。

17ページ、3目治山林道費におきましては、県営事業の林業専用道路整備事業における事業実施内容の変更により、町負担金を450万円増額し、14ページ、歳入におきましては、21款町債、2目過疎対策事業債では300万円増額しております。

17ページにお戻りいただきまして、7款商工費でございますが、2目観光費におきまして、公用車購入に係る入札請け差の63万7,000円を減額するものでございます。

18ページ、8款土木費でございますが、2目河川維持費において、現在契約中の準用河川、大沢川の河川カルバート補修に係る工事請負費を法面崩壊の対応のため、350万円増額するものであります。

10款教育費でございますが、合計で218万7,000円を減額するものでございます。2項小学校費、1目小学校管理費では、事業完了により旭田小学校体育館照明改修に係る工事請負額を161万7,000円減額し、13ページを御覧いただきまして、18款繰入金、8目公共施設等整備基金繰入金を160万円減額しております。

4項社会教育費、1項社会教育総務費におきましても、事業完了により生涯学習事業講演会委託料を57万円減額するものでございます。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、調整をしております。

次に、歳入予算のうち、これまでご説明申し上げました項目以外の主なものについてご説明申し上げます。13ページを御覧ください。15款県支出金、4目農林水産業費県補助金でございますが、交付決定により農業委員会補助金を146万6,000円増額計上しております。

16款財産収入、2項財産売払収入でございますが、大内沢尻町有林における送電線周辺伐採の補償として、生産物売払収入295万4,000円を計上するものであります。

14ページを御覧いただきまして、20款諸収入でございますが、違約金及び延納利息を338万5,000円増額計上するものであります。大川ふるさと公園給水管更新工事等の請負契約解除に伴う違約金等及び本年6月会議でご報告申し上げましたロータリー除雪車購入に係る遅延利息を計上しております。

また、8ページを御覧いただきまして、債務負担行為でございますが、令和8年度実施事業の円滑な執行のため、公共施設等浄化槽維持管理業務において1,390万8,000円、雪寒機械整備事業に3,984万2,000円をそれぞれ限度額として設定するものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） それでは、議案書の20ページを御覧ください。議案第26号

令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,596万8,000円とするものでございます。

21ページから25ページまでは総括ですので、省略をさせていただきます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げますので、27ページを御覧いただきたいと思っております。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、12節委託料でございますが、こちらは令和7年度の税制改正に伴う介護保険料のシステム改修費用で、77万円の増額計上となっております。介護保険は、3年単位の令和8年度までの介護料の設定となっており、今回の税制改正で個人住民税に係る給与所得控除額が55万円から65万円となり、そこから生じる想定しない収入不足を防ぐ観点から、介護においては控除額引上げの影響を独自に遮断し、保険料を算定するためのシステム改修費用となっております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、1,135万6,000円の増額計上となっております。介護老人保健施設等の利用実績が昨年度より延べ人数30名ほど増加しており、それに伴う利用料の増額となっております。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましても同理由により93万2,000円の増額計上となっております。

10款予備費につきましては、財源調整のため、344万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、ページをお戻りいただきまして、26ページを御覧ください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございますが、先ほど歳出でご説明いたしました施設介護サービス費の増額に伴いまして、費用負担が補助金交付見込みとなることにより189万円の増額計上となっております。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金でございますが、こちらも歳出で説明いたしました令和7年度の税制改正に伴う介護保険システムの改修に係る費用の2分の1が補助対象となりますことから、38万5,000円の増額計上となっております。

4款支払基金交付金で331万8,000円、5款県支出金で210万3,000円、7款繰入金につきましても交付見込みのため増額計上となっております。

以上、議案第26号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） それでは、議案第27号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきたいと思っております。

別冊の補正予算書を御覧いただきたいと思っております。本補正につきましては、先ほどの議案第25号の一般会計補正予算の中でも説明がありましており、事業の円滑な執行を図るため、令和8年度の大内地区の農業集落排水処理施設の維持管理業務につきまして、

限度額406万1,000円の債務負担行為を設定するものでございます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 8ページの債務負担行為なのですが、こちらの公共施設等浄化槽維持管理業務なのですが、こちらはどこの浄化槽であって、契約はいつからいつまででしょうかというのと、雪寒機械整備事業もこちらも内容はどのような内容の事業で、これはなぜ当初予算ではなくて債務負担行為されるのかというのと、あと次、13ページの16の財産収入のふるさと応援基金利子と公共施設等整備基金利子なのですが、こちらはどこの金融機関に預けていて、そしてその預金の種類と利息率を教えてください。

そして、こちらは当初予算では、ふるさと応援基金利子が2万円で、公共施設のほうで108万円の計上となっていたのですが、増額になった理由を教えてください。

あわせて、ほかの基金の利子は当初予算どおりだったのかということと、次が15ページの総務費の燃料費、こちらなぜ庁舎だけ増額になっているのか。ほか施設は増額になっていないのに、何でこちらだけ増額になっているのか教えてください。

あと17ページの治山林道費の222万4,000円の減額になった要因は何かということをお聞かせください。

あと18ページの教育費の旭田小学校の体育館の照明工事だったのですけれども、こちら減額理由をお聞かせください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、債務負担行為に係る雪寒事業に関してですが、19ページをお開きいただきたいと思ひます。こちらに調書が載っております。下段でございますが、雪寒機械の整備事業という形で債務負担行為を設定させていただきたく上程しているものでございますが、こちらは8年度の購入予定ということで、いわゆる除雪機械、14トン級の除雪ドーザの購入を計画予定しているところでございます。金額につきましては、3,984万2,000円、特定財源につきましては国の防災・安全交付金2,656万1,000円を活用しまして、なお起債、過疎債1,320万円、一般財源となっております。こちらにつきましては、今年のロータリー除雪車もそうだったのですが、現在、数年前からにはなりますが、除雪車両製造に関わるエンジン部品、特に半導体の不足等が生じておまして、回復傾向にはございますが、現在も納期の遅延が発生しているというような事例が見られるようでございます。現在の状況を踏まえると、今後も年度内での購入がなかなか難しいということで、12か月以上の納期が必要となることから、7年度内に発注し、8年度の納期として発注したく債務負担行為をお願いしているものでございますので、よろしくお願ひ

したいと思います。

以上となります。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの債務負担行為のまず質問にお答えいたします。

浄化槽の箇所はどこかという質問でございますが、町が管理しております浄化槽全てという解釈でよろしいかと思っております。一般会計におきましては、対象施設20か所、農業集落排水施設につきましては1か所の債務負担行為を設定させていただいております。理由としましては、新年度に入ってから入札行為を行いますと、浄化槽の管理、運用につきまして支障を来すということで、債務負担行為を設定いたしまして承認を得るところでございます。債務負担行為につきましては以上です。

あと続きまして、燃料費の不足はどうしてかというところでございますが、こちらの燃料費につきましては、冷暖房費においての、記憶にあるかと思うのですが、今年の夏の猛暑についての不足という解釈で取っていただきたいと思っております。今年度、記録的な猛暑がございましたので、燃料費のほうも不足したというのが理由でございます。

あと基金につきましては、出納室のほうで利息の部分運用しておりますので、そちらからということで、よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

会計管理者、室井俊之君。

○会計管理者（室井俊之君） 議案書13ページの財産収入の財産運用収入の件についてご説明申し上げます。

ふるさと応援基金利子で2万3,000円、公共施設等整備基金利子で7万2,000円、それぞれ増額ということでございますが、こちらがまずどちらの金融機関に預けているものかということですが、まずふるさと応援基金でございますが、こちらは東邦銀行会津下郷支店に積み立てておるものでございます。預金科目につきましては、こちらは普通預金でございます。それから、公共施設等整備基金でございますが、こちらが複数ございます。まず1つが東邦銀行会津下郷支店、それからJA会津よつば下郷支店、それから東北労働金庫若松支店、それから大東銀行田島支店、最後に会津信用金庫田島支店ということで5つの金融機関に分けてそれぞれ積み立てております。この公共施設等整備基金につきましては、全て定期預金として積み立てているものでございます。

利率でございますが、それぞれ複数の口数で積み立てているものではございますが、おおむね0.125%ということでございます。当初予算の編成時点でも同じ利率で見込んで積み立てておりますが、今回増額になった理由でございますが、当初予算編成時点と今現在精査した段階での各基金の残高というものが変わってきておりますので、その積立額が増えている分ということでご理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 議案書17ページ、2項林業費、3目治山林道費の工事請負費に関しまして、今回224万4,000円の減額といたした理由でございますが、こちらの事業に関しましては6件発注行為を行っているわけなのですけれども、それぞれ概算額にて予算、当初予算で計上してございます。それに対しましての実施設計、請負入札等の経過、請け差等が生じたことから224万4,000円の減額となりました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 8番、星和志議員の質問にお答えします。

18ページ、学校管理費の工事請負費、旭田小学校体育館照明改修工事ということでございますが、こちら予定価格がございまして、落札価格が231万円ということで、LEDの工事の入札の結果でございました。落札率が59.08%ということで、町内の業者さんが請け負っております。こちらにつきましては、町内の業者さんの落札の金額の努力ということで、161万7,000円の減額となったということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 会計管理者、室井俊之君。

○会計管理者（室井俊之君） 先ほど基金の部分についてのご説明でしたが、答弁漏れございましたので、お答えしたいと思います。

今回補正予算に計上されている基金以外のそのほかの基金についての利率関係でございますけれども、当初予算の段階では、各基金によって率はそれぞれ違いますが、一番低いもので0.025%、それから一番高いもので0.15%ということで当初予算の段階では組ませていただいておりますが、年度途中で満期が来ているものなどは随時確認いたしまして、現在一番高いものと、今回補正に上がっているものでございまして、0.15%でございますが、こちらが公共施設等整備基金の東北労働金庫に積み立てている部分については0.15%ということになっておりますので……失礼しました。趣旨をちょっと間違えておりました。失礼しました。今回補正に上がったもの以外の基金についての補正でございますが、全体的に見直しを行いまして、今回不足するもののみを計上させていただいておりますので、それ以外の基金につきましては不足は生じておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 旭田小学校の改修工事、59%で落札されたということなのですが、これ相当金額の差が、多分当初予算が400万円近くであって、これ業者困らないのですか。自分で利益があつて取ったのでしょうかけれども、それとも当初予算を多く取り過ぎたのかなと思ったのですが、そうでもなかったのですか。

あとちょっと興味本位で聞きたいのですけれども、ふるさと応援基金、利率聞いたのですが、どれもすごく低かったのですけれども、ほかの自治体では資産運用というか、

株とか投資信託とかはやられているところってないのですか。ただ興味本位なのですけども。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

会計管理者、室井俊之君。

○会計管理者（室井俊之君） 今ほど星和志議員からのご質問で、資産の運用の部分でございますが、今世の中の情勢が金利がどんどん上がっていくというふうな中で、私のほうで、出納室のほうの業務なのですが、各金融機関と、あとは証券会社等からの商品のご紹介ということでお話しはいただく機会がございます。その中のお話にはなってしまうのですが、ほかの自治体でもそういった運用に取り組を始めているというふうなことでの話は伺っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 8番、星和志議員の旭田小学校LED照明改修工事ということですが、当初の見積りということにおきましては、正規の見積りをいただいているということでこちらのほうでは確認はしておりますが、それ以上に入札の金額が低く抑えられたということで、企業努力というふうに捉えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） まず、15ページ、会津バスの委託料についてなのですが、ちょっと過去3年間調べたのですが、当初予算というのが前年度決算額で予算組んでいるのです。例えば令和4年ですと3,110万円というのが、多分これ令和3年度のを持ってきているのではないかと思いますのですが、令和5年度は3,489万2,000円、これ令和4年度の補正後の結果なのです。それを順繰り、繰り返して、今年度ですと当初予算3,903万6,000円で、今回補正で213万1,000円。そうすると、総計4,116万7,000円、補正後の金額になるのですが、多分これ令和8年度の予算になるのかなというふうに私は思ってしまったのですけれども、やはり客数で変わるというのは分かるのです。それと、会津バスがたしか10月決算だかなんかですよね。そうすると、今の時期に去年の足りなくなったよというのがこの補正になってくるのかと思われるのですけれども、これってそもそも毎年前年度の決算額で計上するのではなく、やはり情勢を見て、乗り降りする人の人数、これ観光客が増えるということはまずないですよね。だとすれば、町民の動静を考えて予算を組んでいけば、丸々本当に会津バスに丸投げだから、年々こうやって金額が上がっていくのです。もう今年4,000万円ですから。それを考えると、予算計上と会津バスとの関係というのはもう一度考え直さなくてははいけないのかなというふうに1つは思っております。

それとあと、同じ15ページのふれあいセンターの件なのですが、毎年、空調設備点検料というのを予算計上しておりますよね。それは、点検を行って、今年も108万9,000円

計上されているのです。こういったときに、点検で故障しているとか防ぐということとはできないのか、その点を伺います。

それからあと、16ページの農林水産業のところなのですけれども、今回の補正見ますと農林課だけが超過勤務手当を補正増額しています。これ農林課の農業分野、林業分野に特化して当初予算を上回る何かがあったのか伺います。

それと、今和志議員も質疑したのですが、林道等維持補修工事であります、これは冬期間これから工事はないというふうに考えてこういう形になるのか、その点ちょっとお伺いいたします。

それとあと、18ページ、土木費のところなのですけれども、説明で河川工事における変更があったということで、大沢川の法面が崩れるからというふうにおっしゃっていたのですけれども、これ最初どんな金額で契約をされていて、法面が崩れそうになったから補正を組んでいるわけなのですが、その金額というのが今回のこの金額なのだと思います。最初の予算というのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

その点についてお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの10番、山名田久美子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、バス委託料の予算の積算の関係でございますが、議員からおただしのとおり、前年度の補正後の決算額になろう金額のほうを次年度の予算として計上させていただいております。今議員からご指摘のありましたとおり、社会情勢等を見極めながら積算するという方法に改めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの10番、山名田議員のご質問でございますが、15ページの下郷ふれあいセンター費、施設修繕料ということでご指摘がありました、こちら事務室の空調機の修繕料ということで計上させていただきました。確かに毎年点検をしております。今回、こちら空調設備なのですが、実はふれあいセンター1階の部分でそれぞれ空調設備が、室外機も含めてちょっと違うものと、あと一緒のものがございまして、事務室、それからホールのロビー、それから調理室、こちらが空調設備が一緒になっています。室外機も一緒になっています。和室だけがちょっと違う空調になっておりまして、3か所一緒に壊れてしまひまして、調理室とホールのロビーにつきましては、予算をこの後計上していく予定でございます。今回は、事務室のみ修繕を行うということで、事務室で事務を執っておりますので、早めにやらなくてはいけないということで今回上げさせていただきました。空調も室外機も別にすることとございまして、後々の管理がしやすいように修繕するものとしております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今のご質問についてお答えしたいと思います。

まずは、農林課サイドでの超過勤務手当の計上及び維持工事に関する話でしたが、超過勤務手当につきましては、農業総務費及び林業振興費、治山林道費につきましてそれぞれ計上させていただいたところでございます。今回農林課サイドでそれだけ超勤手当を計上しなければならなかった理由としましては、年度当初で会計実地検査というのがあったのですが、そちらのほうにかかった金額が予想をかなり上回ったものというのが一番大きな部分でございます。総務費に関しては、以上の部分がかかなり大きいので、それをずっと継続して使ってきたわけなのですが、今後の傾向を見ましたときに、このままだと結局不足するのではないかとというところで計上させていただいたものでございます。

林業費に関する二目ですが、こちらにつきましては、振興費につきましては、県の森林環境交付金事業、あとは森林環境譲与税事業に関しまして、必要以上の金額がかかってしまったというところと、治山林道費につきましては、林道改良事業、補助事業ですけども、それと県営林道専用道路整備事業に関する事務において時間を要したというところで、今回の増額計上となりました。

次に、林道の維持工事、14節でございますが、当初予定しました6件を終了いたしましたので、今回の減額補正とさせていただいたので、これからの事業に関してはございません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの10番、山名田久美子議員のご質問にお答えしたいと思います。

18ページにございます土木費の河川維持費におきまして350万円の補正ということで、こちらの内容でございますが、こちらの工事につきましては、令和7年度の当初予算で行っております大沢川の河川カルバートの補修工事でございます。こちら準用河川、大沢川となっております、こちらにつきましては河川内にボックスカルバートがございます。位置的にはご承知かもしれませんが、湯野上のよらっしえの駐車場から大沢川に下りていきますと、ちょうど駐車場の真下に当たりますが、そちらにボックスカルバートがございます。こちらのボックスカルバートにつきましては、内部の経年劣化、また河床コンクリートの洗掘等の損傷が激しいために補修工事を実施しているところでございます。内容的には、7年、8年、9年の3か年の事業として計画しているところでございます。7年度につきましては、当初予算におきまして、河川までの進入路、いわゆる仮設道路の設置、また仮設道路の左右の切土という形で進入路を設置しているところでございます。なお、本箇所の施工に当たりまして、切土部分の土質が非常に悪く、雨が降るたびに法面の土砂が崩壊しているというような状況でございました。また、道路部におきましても、トラフィカビリティー、いわゆる地盤の耐久性が著しく弱い地盤

でございます、工事車両の運行の安全性という意味でも危ない状況でございました。上記の理由によりまして、いわゆる左右の切土勾配を緩やかにして、またセメント工を増やしまして、作業の安全性、また対地盤の耐久性を確保したいというような工事の内容になっておりまして、12月の本議会におきまして追加の変更の金額という形で計上させていただいているところでございます。当初予算額につきましては2,000万円の当初予算で、工事につきましては当初契約額ということで1,760万円で工事を進めていったところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今の件にしますと、そうすると当初予算に加えて、今回補正ということで、これはいわゆる契約変更とか何かではないのですね。追加ということ。再契約ですか。それちょっとお伺いします。

それとあと、ふれあいセンターについて、公共施設等管理計画で日常点検を実施、それから予防保全に努めるというふうになってはいますが、日常点検ってどのように行っていたのか。築年数も結構たっているんで、そういう故障というのはあるのかもしれないけれども、冷房が効かなくて、暑い中、成人式をやったという記憶も何かあるのですけれども、やはりこれをそういう毎年の点検とか何かできちんと設備点検をするというような形に持っていくということは、計画の中でどういう位置づけになっているのかというのを伺いたしたいと思います。

それと、あともう一つ聞き忘れたところがあったのですが、歳入のところで違約金というのございましたよね。それに関してちょっと伺いたしたいと思いますけれども、歳入の説明で大川ふるさと公園の工事請負の件とローダー、これは前回もありましたけれども、この大川ふるさと公園についての違約金というのはどういう内容だったのか、ちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの10番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、大沢川のボックスカルバートですが、今回事業を進めている中での変更契約という形になってまいります。

続きまして、大川ふるさと公園の違約金の中身でございますが、概要のほうにつきましては、中身を総務課長より説明させていただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問でございますが、大川ふるさと公園の給水管更新工事等に絡む違約金という説明をさせていただいております。実際のところ、ここの違約金の対象になる案件としましては2件あります。今回ここの違約金が発生するまでの全体の経緯からちょっとお話ししたほうが分かりやすいかなと思っておりますので、説明させていただきます。今回違約金が発生した対象業者につきましては、有限会社の小椋設備工業さんでございます。ここの社長さんがお亡くなりになられて、その後、連

絡が取れなくなった経緯がございます。町としましては、こちらに発注しております修繕工事等の洗い出しをしまして、調査及び通知等を行った上で対応してまいりました。今回、この時期で支払いまで行っていない対象案件は5件ほどございました。5件のうち、最終的に竣工、完了扱いという形になったのは2件、契約解除となったのは3件でございます。契約解除3件の中で今ほどお話ししました違約金が発生したのが2件という中身でございます。違約金の中身でございますが、それぞれ説明したいと思いますが、大川ふるさと公園の給水管更新第2期工事ということで、こちらにつきましては違約金のほうで235万700円、こちらのほうで前払い金余剰額に対する返還利息、こちらが4万7,300円という形で積算しております。もう一つの工事なのですが、こちらが下郷町林産物展示販売施設女子トイレ洋式化工事、こちら物産館のほうのトイレ改修となっております。こちらで発生しました違約金が6万4,350円、遅延利息金300円、こちらの中身を積算しまして予算計上させていただいております。なお、こちらの中身につきましては、大川ふるさと公園の工事の金額、規模が大きかったために、契約時に業者側で東日本建設業保証株式会社のほうに入っております、こちらのほうからの保証金によって今回違約金等の支払いがされております。その金額につきましては、今情報を確認したところでは、本日19日に向こうの保険会社のほうで納入をしまして、別の金融機関ということで入金まで二、三日かかるということで、来週の頭ぐらいに正式に役場の口座に入ってくる予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

15ページのふれあいセンター費でございますが、こちら定期的に点検をしているのかということでございますが、定期的に点検をしております、報告書のほうも提出していただいております。ただし、先ほど山名田議員のほうからもありましたとおり、経年劣化が進んでおまして、いろいろ修繕が必要なかもしれないということのチェックはありましたのですが、ただ修繕する場合、やっぱり今回みたいに空調設備につきましては金額がかさむということでございますので、今回突発的な故障ということになってしまいましたが、なお先ほど申し上げましたとおり、3か所同時に壊れてしまいましたので、事務室で事務を執っているということで、早急に一応事務室のみ空調を整備したいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） それぞれ課長の答弁ありがとうございました。

あとふれあいセンターに関しては、町内外から結構利用されると思うのです、いろんな形で。これを町も避難所としても指定しているはずなのです。そういうことを考えますと、重要な施設ですので、使おうとしたら壊れていたとかでは困ってしまうと思うのです。例えば予算化して、議会の議決をもらって、それで業者に発注ってなると何か月もかかってしまうという、これエアコンだけの問題ではなくて、そういうことが出てくるかと思っておりますので、やはり壊れる前に、PDCAサイクルではありませんけれども、

きちんと調べて持っていくというような形で今後やっていく必要があるのではないかと
思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 今ほど山名田議員から公共施設の修繕費ということで、私もふれあいセンターの状況は耳には入っておりました、夏頃。それで、事務室関係、ちょっとエアコン効かないということで、そのとき空調は壊れてしまったので、今年の夏、猛暑で大変暑かったと思うのですけれども、そのときの対応方法なんかは、スポットクーラーを導入したとか何かで対応したとは思っているのですけれども、あと公共施設の場合、やはり定期メンテナンス契約はやっているとは思っているのですけれども、そのたびにあくまでもメンテナンス契約なので、年間幾らのメンテナンス料として支払って、部品代だけという形でやって、大体おおよそこのぐらいの割合で機器は壊れるよとか、大体寿命来ていますよとか、あと取り替える部品はメインのコンプレッサーですよとか、そういうもののアドバイスはあるはずなのです。だから、よく私も聞くのですけれども、総合政策課担当の校舎とか、あと道の駅関係とか、私、道の駅も経験しましたけれども、やはり空調は空調メーカーに、あそこの道の駅はヒートポンプ方式を使っていて、灯油を燃料としています。そして、私も業者さんといろんなお話をして、いかに安く、いずれこれ全面的な改修が必要だよということも当時言われていましたけれども、ぎりぎりまで粘って、部品はまだ在庫とっておいてくれということもお願いして、なるべく町に負担をかけないようなこともやってきたのですけれども、あとホシザキさんという厨房とか冷蔵庫、そういう関係もあって、やってはいたのですけれども、今後こういう修繕費……

○議長（湯田健二君） 簡潔に質問してください。

○7番（大竹浩治君） 修繕費について、突発的なこともあるのでしょうかけれども、大体把握していただきたいというご要望でございます。答弁は結構です。

○議長（湯田健二君） これ答弁はよろしいですか。

○7番（大竹浩治君） はい。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ちょっと教えていただきたいのが1点と、もう一つ、2点ほど。

先ほど説明ありました13ページの15款4目の農林水産業の農業委員会補助金146万6,000円増額になったということなのですが、これって当初予算の中の農業委員会補助金、こちらが当初予算106万2,000円あったのですが、これに増額ということによろしいのか、それお尋ねしますとともに、もう一つ、ページが17ページの6款の7目市民農園費、これ多分ラインガルテンだったとご説明あったと思うのですが、備品購入費って、185万3,000円ですか、備品購入とあったのですが、以前、所管事務調査だけ、あれで行ったとき、ラウベを見たときにワイヤーメッシュ、これが周りのほうにちょっと設置してあったと思うのですが、これは今購入して、次年度に設置するのか、その設置は誰がするのか、ちょっと教えていただければありがたいと思うので、よろしくお願

します。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

まず、13ページの農業委員会補助に関しましてですが、当初予算に増額した形ということで間違いありません。それで金額が上がります。当初予算に関しましては、前年度額を基準として計上させていただいて、途中、その決定がありますので、それに対しての補正というのを毎年行っている状態でございます。

また、17ページの市民農園費の備品購入費につきましては、今回ワイヤーメッシュの購入費ということになります。今電柵を回している状態なのですが、高さがあまり高くないということもありまして、その電柵と複合させる形で、今回ワイヤーメッシュを下段に、上段に電柵をつけるというような方法になります。今回購入だけを急ぎまして、新年度に入りましてから利用者さんとともに設置していくという形になって、夏野菜に被害を及ぼさないような形で取り組みたいと考えている状況でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ワイヤーメッシュ購入というのですが、各地区の区長さんからも予算の制限があるということで、毎年少しずつしか購入できないのだということの話聞いています。それで、これに対して町側は、国や県の補助金がありませんから、そんなに余計に出さないよという話もちよっと聞いたような記憶ありますが、備品購入費、今回買ったものに対して見ますと一般財源で支出しているのです。ということは、ほかから来た人、農地をしっかりと守って、地区住民の農地が後回しにならないように、来年度の予算では一般財源で地区住民の要望に応えられるように予算計上してはいかがかかと私は思いますので、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの鳥獣に関する各地区、行政区への補助ということで、お話ちょっと関わってくる中身ではあるのかなと思うのですが、毎年毎年継続という形でやらせていただいています。今回ラインガルテンのほうの計上がちょっと金額大きいのではないかなということなのですが、一応全体的な観点から計上していきますので、もともと予定しているほかの行政区さんよりはちょっと金額上がるのかなという感じでは捉えておりますが、来年度以降の話になりますけれども、予算上の話は、結局財源的な部分かなり出てきますので、それらを加味した上でやっぱり検討はさせていただきたいなと思っている状態でございますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前11時30分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時40分）

日程の追加

○議長（湯田健二君） 上程されました議案は全部終了いたしました。

お諮りします。町長より追加議案が提出され、皆さんのお手元に配付しております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして上程された議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案第29号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案第30号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案第31号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）、議案第32号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第33号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第34号 令

和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第35号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 追加日程第1、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま本会議にご提案申し上げました全議案について、議員各位のご理解を賜り、原案のとおりご議決をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様にはお疲れのところ、追加で提出いたします8件の追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定を願います。

改正の概要でございますが、給与表につきましては、民間給与との格差2.97%を埋めるため、若年層に重点を置いた改正を行うとともに、全ての号級の給与月額を引き上げ、また期末勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.05か月分引き上げ、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025か月を配分し、引き上げるものであります。

議案第29号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、期末手当の年間支給割合を0.05か月分引き上げるものであります。

議案第30号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第29号と同様に、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合の改正をお願いするものであります。

議案第31号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、給与改定に係る人件費の増額分2,726万円を計上し、予備費により調整するものであり、歳出予算の総額に変更はございません。

議案第32号から議案第35号までの4議案につきましても、議案第31号と同様、職員の給与についての改定に伴う補正予算の計上でございます。

議案第32号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,634万3,000円とするものであります。

議案第33号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,688万5,000円とするものであります。

議案第34号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出においてそれぞれ43万5,000円を増額補正するものであります。

議案第35号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出においてそれぞれ21万9,000円を増額補正するものであります。

以上、本会議にご提案いたしました追加議案等についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

追加日程第2 議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 追加日程第2、議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書1ページをお開き願います。議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じまして、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給料表につきましては、民間給与との格差2.97%を埋めるため、若年層に重点を置いた改正を行うとともに、全ての号級の給料月額を引き上げ、期末、勤勉手当においては、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月額を0.05月分引き上げ、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分し、引き上げるものであります。

新旧対照表1ページをお開きいただきたいと思っております。第19条、期末手当でございますが、第19条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給割合を改正するもので、「100分の125」を「100分の126.25」に改めるものです。これにより、年間の支給額は100分の250から100分の252.5となり、0.025月分引き上げられることとなります。

第3項でございますが、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当支給割合を改正するもので、「100分の70」を「100分の71.25」に改めるものであります。これにより、年間の支給割合は100分の140から100分の142.5となり、0.025月分引き上げられることとなります。

続いて、第20条、勤勉手当でございますが、第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給割合を改正するもので、「100分の105」を「100分の106.25」に

改めるものです。これにより、年間の支給月額が100分の210から100分の212.5となり、0.025月分引き上げられることとなります。

第2項第2号であります。定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合を改正するもので、「100分の50」を「100分の51.25」に改めるものであります。これにより、年間の支給割合は100分の100から100分の102.5となり、0.025月分引き上げられることとなります。

新旧対照表の2ページから3ページとなりますが、別表第1、給料表を改定するもので、今回は全ての給与月額が改正となります。引上げ額は、1級1号で1万7,200円、6級77号は1万1,000円と、若年層に重点を置いたものとなっております。

議案書の2ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第19条、第20条及び別表第1につきまして、今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第1項では施行期日を、一部を改正する条例は公布の日から施行するものであります。さらに、第19条第2項、第3項及び第20条第2項の改正規定につきまして、令和8年4月1日からの施行とするものであります。

附則第2項は、この条例の規定は、前項ただし書に規定する改正規定を除くものにつきましては、令和7年4月1日から適用するものであります。

附則第3項では、令和7年12月期における期末手当の特例措置を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の70」とあるのは「100分の72.5」とし、支給割合を引き上げるものでございます。

附則第4項では、令和7年12月期における勤勉手当の特例措置を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とし、支給割合を引き上げるものです。

附則第5項、第6項につきましては、内払い規定、委任規定を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） ご連絡します。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思っております。ご協力お願いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） この改定によって、20代、30代、40代、50代、これにそれぞれどのぐらいベースアップしたのか。これ役職関係もあるでしょうけれども、ちょっと聞きたいなと思いました。

それと、下郷町のラス指数、これは県内の市町村のどの位置に位置するのか、教えていただければありがたいです。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今回の改正におきましてどの程度上がっているかという、役職ごとに分析されているかというまず質問でございますが、こちらの今お持ちしたデータとしましては、例を挙げまして、40代前半の中身を書類として、データとしてお持ちしております。40代前半としましては、19万2,630円、年額で上がるという中身のデータになっております。職員全体のほう、会計年度も含めまして全体という話で、単純に今回の予算総額を対象者の人員で割りますと18万5,000円という金額になります。データとしてはここまででございます。

ラス指数につきましては、7年の直近のものは、まだ今書類のやり取りをやっている段階ですので、昨年度は98.3になります。6年です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 答弁ありがとうございます。若年層の給料上がるということは、やりがいのある仕事だということで、とてもいいことだと思います。

ラス指数ですと、見ると県内だと国見がずっと多かったのです。高かったのです。ですから、やはり何でそうなのかなと思って、何で高いのだから分らなかったのですが、なおさらラス指数を上げるように取り組んでいったほうがいいと思いますので、答弁はよろしいです。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第29号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 追加日程第3、議案第29号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書6ページをお開きください。議案第29号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じまして、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思います。第5条第2項、期末手当の支給割合でございますが、「100分の172.5」を「100分の175」に改めるものです。これにより、年間の支給月額が100分の345から100分の350となり、0.05月分引き上げられることとなります。

議案書にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第5条第2項につきまして、今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第14項では、令和7年12月に支給する期末手当の特例措置を定めるもので、「100分の175」とあるものを「100分の177.5」とするもので、0.05月分支給割合を引き上げる特例措置を規定するものであります。

改正附則では、第1項、施行期日等としまして、一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第14項、令和7年12月期における期末手当に関する特例措置の規定は、令和7年12月1日から適用するものとするものでございます。

附則第2項では、期末手当の内払い規定を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第30号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 追加日程第4、議案第30号 町長等の給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 次に、議案書 8 ページをお開きください。議案第30号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今ほどご説明申し上げました内容で第4条中の支給割合を改め、附則に第14項としまして、令和7年12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則では、施行期日等としまして、一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第14項、令和7年12月期における期末手当に関する特例措置の規定は令和7年12月1日から適用するものであります。

附則第2項では、期末手当の内払い規定を定めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第31号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

追加日程第6 議案第32号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

追加日程第7 議案第33号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）

追加日程第8 議案第34号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程第9 議案第35号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（湯田健二君） この際、追加日程第5、議案第31号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）から追加日程第9、議案第35号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第31号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第32号につきましては町民課長、星敦史君、議案第33号につきましては健康福祉課長、玉川清美君、議案第34号及び第35号につきましては、建設課長、玉川武之君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案第31号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、既決予算の総額に変更はございません。県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、15ページからの歳出におきまして、給与改定に係る給料、手当、共済費等の人件費の増額分、合計2,726万円を計上し、予備費により調整するものであり、歳出予算の総額に変更はございません。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、私のほうより議案第32号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書の27ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を追加し、歳入歳出とも7億1,634万3,000円とするものでございます。

28ページから32ページにつきましては、総括でございますので、省略させていただきます。

34ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料及び職員手当等におきまして、給料を48万円、職員手当等を27万円、合計75万円を増額し、一般管理費の総額を3,342万円とするものであります。

1ページ戻っていただきまして、33ページを御覧ください。2の歳入についてご説明いたします。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金におきまして、75万円を人件費繰入金として増額し、8,323万1,000円とするものでございます。これは、先ほど総務課長よりご説明がありましたとおり、県人事委員会の勧告及び県の取扱いに準じ、人件費を計上するものでございます。

以上、令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） それでは、議案書35ページを御覧ください。議案第33号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,688万5,000円とするものでございます。

36ページから40ページまでは、総括でございますので、省略させていただきます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。43ページを御覧ください。1款総務費から44ページの8款新予防給付費までは、それぞれの給与改定に係る人件費の増額計上でございます。

次に、10款予備費でございますが、財源調整のため、8万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。41ページを御覧ください。3款国庫支出金から42ページ、10款サービス収入までは、歳出でご説明いたしました給与改定に係る人件費を増額計上したことに伴い、予算の整理を行うものでございます。

以上、議案第33号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 続きまして、議案第34号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきたいと思っております。

別冊の議案第34号の予算書の表紙を御覧いただきたいと思っております。このたびの補正は、収益的収入及び支出の補正となっております。給与改定に関わる給料、手当、人件費等、43万5,000円の補正となります。

表上段の収入におきまして、科目、第1款簡易水道事業収益の第2項営業外収益におきまして43万5,000円増額補正いたしまして、簡易水道事業収益の総額を2億6,397万2,000円とするものでございます。

また、表下段の支出におきましても、第1款簡易水道事業費用の第1項営業費用におきまして43万5,000円増額補正いたしまして、簡易水道事業費用の総額を1億9,088万円とするものでございます。

それでは、具体的な補正の内容といたしまして、4ページの補正予算（第1号）の事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。上段にございます収益的収入及び支出の収入におきまして、1款簡易水道事業収益の2項営業外収益、2目他会計補助金におきまして、一般会計補助金43万5,000円を増額補正し、他会計補助金の総額を1億3,181万7,000円とするものでございます。

また、その下段、支出におきまして、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目総係費におきまして、職員の給与改定に係る人件費等の増額、計43万5,000円を補正し、総係費の合計を2,919万9,000円とするものでございます。

なお、5ページ以降の予定キャッシュ・フロー及び予定貸借対照表につきまして、本補正に関わる経費の移動及び予定額を調整しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、同じく別冊、議案第35号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。別冊の35号の予算書の表紙を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましても、このたびの補正は収益的収入及び支出の補正となっております。給与改定に関わる給料、手当、人件費の21万9,000円の補正となっております。

表上段の収入におきまして、科目、第1款農業集落排水事業収益の第2項営業外収益におきまして21万9,000円増額補正しまして、農業集落排水事業収益の総額を4,759万5,000円とするものでございます。

また、表下段の支出におきましても、第1款農業集落排水事業費用の第1項営業費用におきまして21万9,000円増額補正いたしまして、農業集落排水事業費用の総額を4,531万5,000円とするものでございます。

こちらと同じく具体的な補正の内容といたしまして、4ページの補正予算（第2号）の事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。上段にございます収益的収入及び支出の収入におきまして、1款農業集落排水事業収益の2項営業外収益、2目他会計補助金におきまして、一般会計補助金21万9,000円を増額補正し、他会計補助金の総額を3,702万9,000円とするものでございます。

また、下段、支出におきまして、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、2目総係費におきまして、職員の給与改定に関わる人件費等の総額21万9,000円を補正し、総係費の合計を1,184万9,000円とするものでございます。

なお、こちらと同じく5ページ以降の予定キャッシュ・フロー及び予定貸借対照表につきましても本補正に関わる経費の移動及び予定額を調整しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 令和7年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和7年度下郷町議会12月会議の日程は全部終了しました。

これにて散会します。(午後 0時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月19日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員